

第2章

良好な景観の形成に向けた 景観形成基準について

2-1. 景観形成基準（一般地区）

2-2. 景観形成基準の解説

2-1. 景観形成基準（一般地区）

各地区と運用する景観形成基準の関係

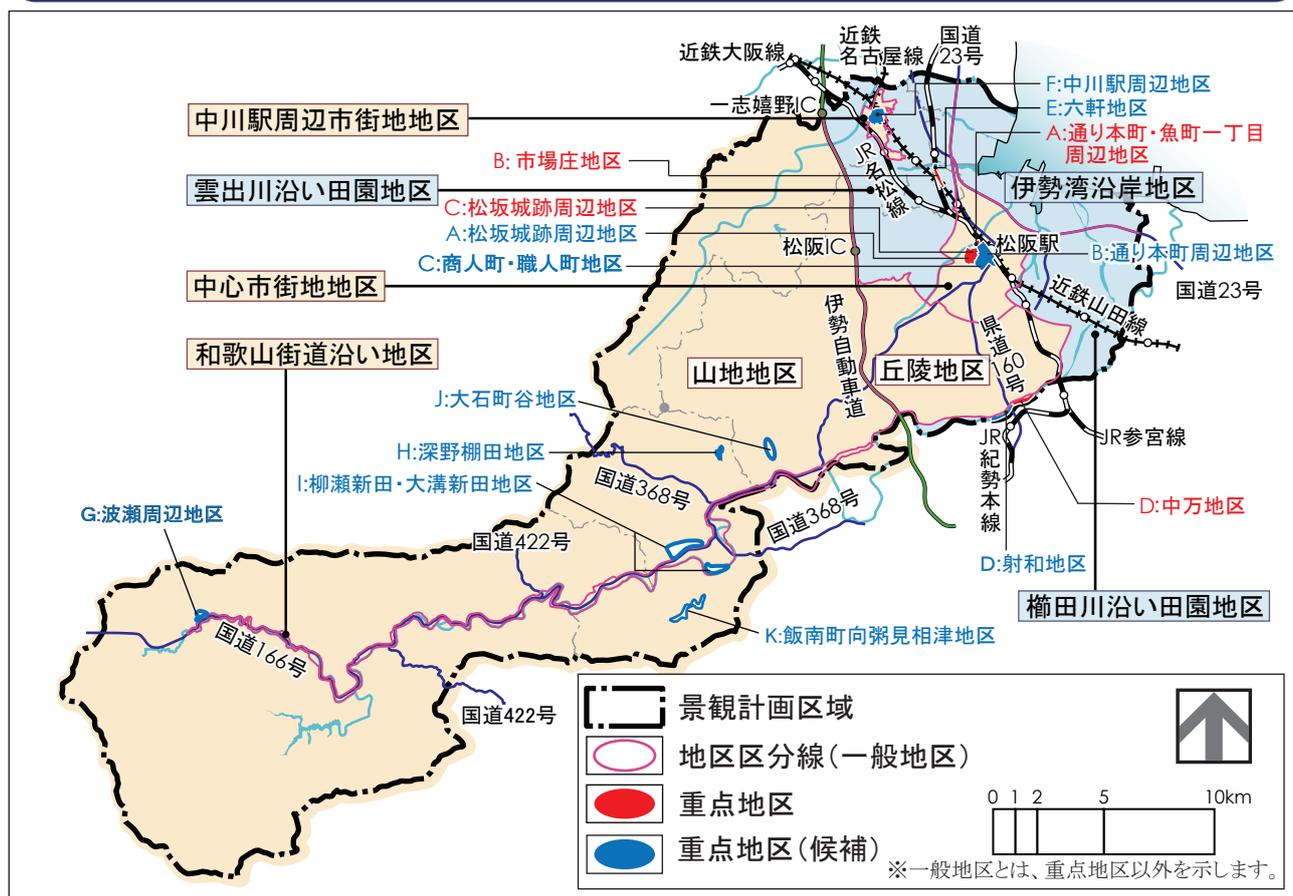
景観形成基準は、共通の基準と地区独自の基準で構成されています。



Aタイプに該当する地区では、**① 共通の基準**のみを運用し、Bタイプに該当する地区では、**① 共通の基準**に**② 地区独自の基準**を加えた景観形成基準を運用します。

タイプ	地区名	運用する景観形成基準
Aタイプ	伊勢湾沿岸地区	① 共通の基準
	雲出川沿い田園地区	
	櫛田川沿い田園地区	
Bタイプ	中心市街地地区	① 共通の基準 + ② 地区独自の基準
	中川駅周辺市街地地区	
	丘陵地区	
	和歌山街道沿い地区	
	山地地区	

景観計画区域の区分図（詳細な境界線は窓口にて確認してください）



1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 景観形成基準（一般地区）

2-2 景観形成基準の解説

参考資料

1-1 届出が必要な
行為と規模

1-2 景観条例に基づく
届出の流れ

2-1 景観形成基準
(一般地区)

2-2 景観形成基準
の解説

参考資料

景観形成基準 **共通の基準**

ア. 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

項目		内容
規模・ 配置	規模・ 配置	<p>○規模及び配置は、周辺景観との調和に配慮したものとする。</p> <p>・建築物が、豊かな自然環境や歴史的景観資源等に近接する場合は、その保全及び活用に配慮した規模及び配置とすること。</p> <p>・周辺に樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とすること。</p> <p>・商業地や工業地においては、敷地内に建築物や工作物等が複数ある場合、それらがまとまりのある配置となるよう工夫すること。</p>
	壁面	<p>○壁面は、立地条件にあわせ、後退するかあるいは周辺の壁面との調和に配慮したものとする。</p> <p>・壁面は、道路から出来る限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、壁面の前面部を生垣や植栽等により修景すること。</p> <p>・歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した配置等により、壁面線の統一に努めること。</p> <p>・壁面線を統一することにより道路への圧迫感が生じる場合は、塀や垣、植栽等により壁面線の連続性を確保すること。</p>
形態・ 意匠	形態・ 意匠	<p>○形態及び意匠は、周辺景観との調和に配慮するとともに、建物全体の統一感の確保及び単調さや圧迫感を与えない壁面となるような形態・意匠に配慮すること。</p> <p>・歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</p> <p>・壁面は、適度に仕様を分け、窓などの開口部を設置することなどにより、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。</p>

項目		内容		
形態・意匠	附属建築物・附属設備	<p>○附属建築物及び附属設備は、周辺景観と調和するよう工夫すること。</p> <p>・車庫、自転車置き場、機械室などの附属建築物及び屋外階段、ごみ集積所等がある場合は、これを主体となる建築物と調和させ、一体感のある形態・意匠、色彩とすること。</p> <p>・外壁又は屋上に設ける附属設備は、ルーバー等により覆うなど露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。</p> <p>・附属設備がやむを得ず露出する場合は、できるだけ建築物本体と色彩を合わせる等質の仕上げにより、目立たないように配慮すること。</p>		
	外構	<p>○建築物の外構は、周辺景観との調和に配慮したものとすること。</p> <p>・敷地の境界を囲う場合は、生垣の植栽に努め、塀や柵等を設ける場合は、歩行者等に威圧感や圧迫感を感じさせない形態・意匠とすること。</p>		
色彩	<p>○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観との調和に配慮すること。</p> <p>・基調となる色は、落ち着いたものとし、マンセル表色系において各色相に応じ明度・彩度の上限を次のように定める。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラス等の色彩はこの限りでない。</p> <p>・アクセント色の使用に際しては、各面とも見付面積の5分の1以下の範囲内とし、基調となる色との調和に工夫すること。</p>			
	対象	色相	明度	彩度
	外壁 基調色	Y R～5Y	8以上の場合	4以下
			8未満の場合	6以下
		R、5.1Y～10Y	—	4以下
	屋根色	その他	—	2以下
Y R～5Y		7以下	6以下	
R、5.1Y～10Y		7以下	4以下	
	その他	7以下	2以下	
素材	<p>○素材は、周辺景観に調和するものとすること。</p> <p>・反射性のある素材は、主要な屋根や壁面などの大部分(2分の1以上)にわたって使用することは避けること。ただし、無彩色のガラスは除く。</p>			
緑化	<p>○行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。</p> <p>・植栽は、楨等、周辺の景観と調和のとれた樹種とすること。</p> <p>・住宅地においては、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。</p> <p>・工業地においては、周辺への圧迫感等を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。</p>			
夜間の照明	<p>○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。</p>			

1-1 届出が必要ない行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 (一般地区) 景観形成基準

2-2 景観形成基準の解説

参考資料

1-1 届出が必要な
行為と規模1-2 景観条例に基づき
届出の流れ2-1 景観形成基準
(一般地区)2-2 景観形成基準
の解説

項目		内容
その他	その他 工作物 等	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話基地局や再生可能エネルギー発電設備など、その他の工作物（以下「その他工作物」という。）については、敷地境界からできる限り後退し、過大な高さにならないよう配慮するとともに、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。 ・また、周囲の公共の場所から目立たないよう位置や形状に配慮し、周辺景観との調和に工夫すること。 ・その他工作物の色彩等は、目立たない色彩や反射の少ない素材を採用するなど、周辺景観との調和に配慮すること。 ・その他工作物は、遮へい効果のある生垣や板塀等を敷地周囲に配置するなど周辺景観との調和に工夫すること。

イ. 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更 (土石の採取又は鉱物の掘採を除く)

形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・行為にあたっては、できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。 ・行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。

ウ. 土石の採取又は鉱物の掘採

採取等の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。

エ. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

集積、貯蔵の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。
遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。

参考資料

景観形成基準 **地区独自の基準**

地区独自の基準に該当する項目及び内容は次のとおりです。

ア. 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

□ 中心市街地地区／中川駅周辺市街地地区

形態・意匠	・商業地における低層階については、ゆとりや開放感を確保するとともに、車両出入口やバックヤードの配置等に留意し、賑わいの連続性の確保に配慮すること。
緑化	・商業地においては、ゆとりや開放感を確保するため、多くの部分が緑化できない場合は、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。

□ 丘陵地区

形態・意匠	・主要な屋根は、周辺の丘陵地との調和に配慮し、10分の2～10分の5勾配のある屋根を原則とすること（工業地は除く）。 ただし、勾配屋根を採用することにより建築物の高さが著しく増加する場合で、かつ、勾配屋根以外の方法で丘陵地との調和に配慮した場合はこの限りでない。
-------	--

□ 和歌山街道沿い地区／山地地区

形態・意匠	・主要な屋根は、背景の山並みとの調和に配慮し、10分の2～10分の5勾配のある屋根を原則とすること（工業地は除く）。 ただし、勾配屋根を採用することにより建築物の高さが著しく増加する場合で、かつ、勾配屋根以外の方法で背景の山並みとの調和に配慮した場合はこの限りでない。
-------	---

1-1 届出が必要ない行為と規模

1-2 景観条例に基づき届出の流れ

2-1 景観形成基準（一般地区）

2-2 景観形成基準の解説

2-2. 景観形成基準の解説

ア. 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

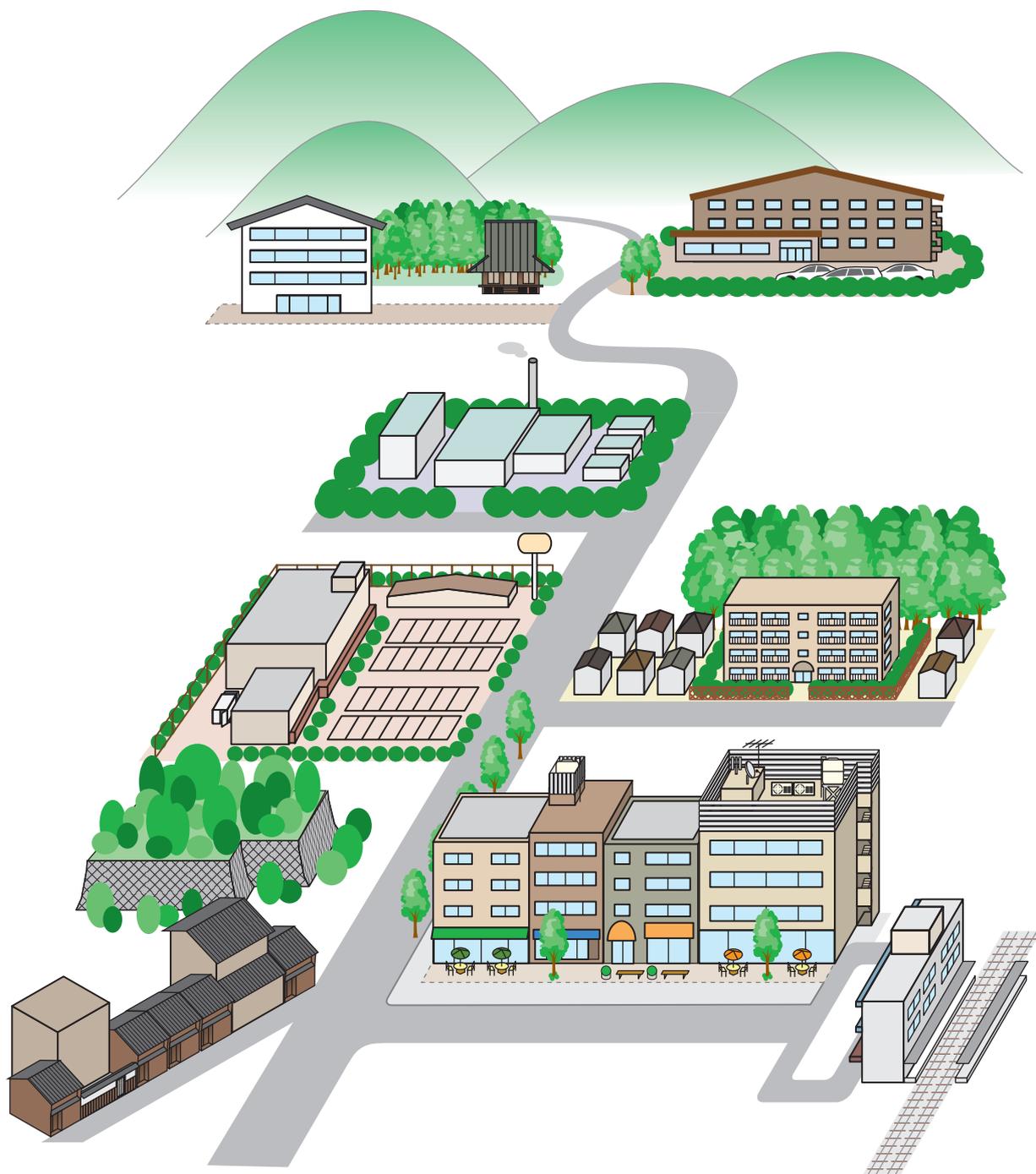
1 規模・配置 共通の基準

概念基準

○規模及び配置は、周辺景観との調和に配慮したものとすること。

チェック項目の図解等

建築物等の大きさや敷地内の配置を周辺の状況に揃え、まち並みの連続性の確保、周辺の自然環境や山並みに溶け込むような建築物等の規模・配置とする。



1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 景観形成基準(一般地区)

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

規模・配置

共通の基準

参考資料

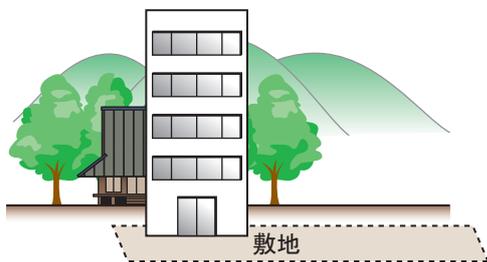
1-1 規模・配置 共通の基準

個別基準

○建築物が、豊かな自然環境や歴史的景観資源等に近接する場合は、その保全及び活用に配慮した規模及び配置とすること。

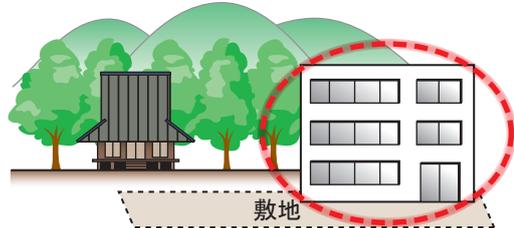
チェック項目の図解等

①道路等から周辺の自然環境や歴史的景観を遮へいしない、敷地内の配置計画、高さとも規模のバランス。



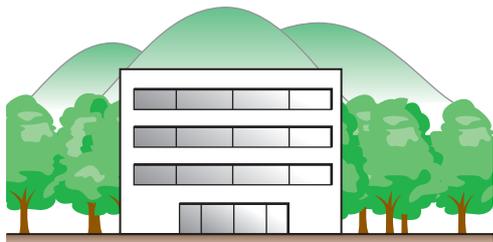
背後の山や寺社が見えない

配慮した例



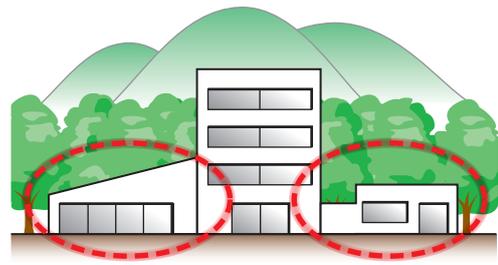
高さや配置を工夫し、山や寺社が見えるようになった

②ボリューム感をおさえるため、建築物等の分棟化。(建物用途を有効に区分出来る場合)



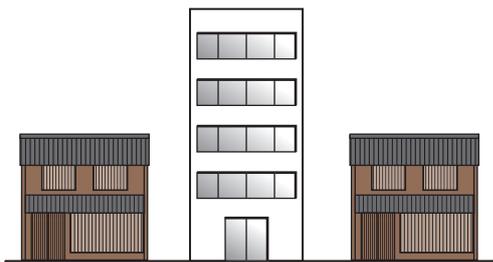
背後の自然景観を隠している

配慮した例



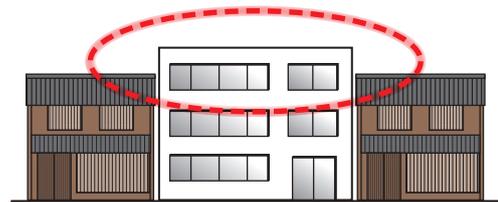
分棟化し、背後の自然景観が見渡せるようになった

③周辺のまち並みから突出したり違和感を生じない高さ。



周辺のまち並みから突出している

配慮した例



高さを抑え、まち並みと調和した

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 (一般地区) 景観形成基準

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

規模・配置

共通の基準

参考資料

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 景観形成基準(一般地区)

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

規模・配置

共通の基準

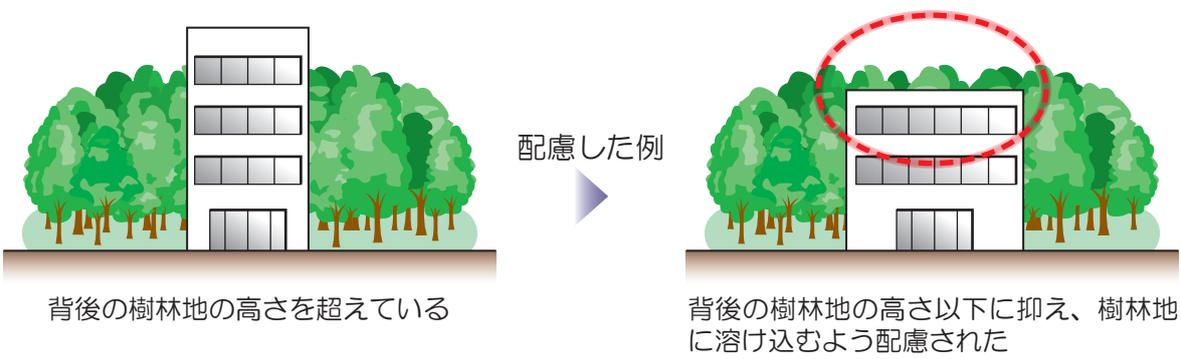
参考資料

1-2 規模・配置 共通の基準

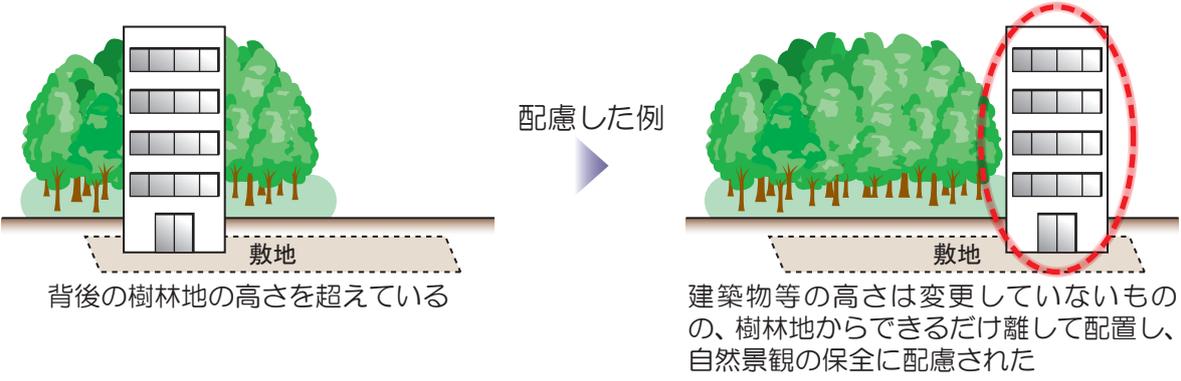
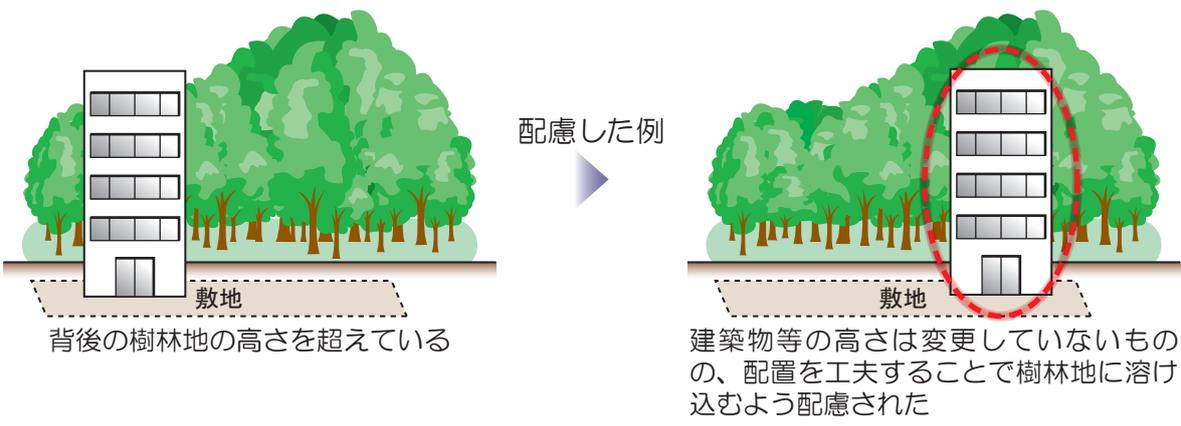
個別基準 ○周辺に樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とすること。

チェック項目の図解等

① 周辺の樹林地の高さを超えない建築物等の高さ。



② 周辺の樹林地より建築物等がどうしても高くなる場合、できる限り目立たない配慮。



1-3 規模・配置 共通の基準

個別基準

○商業地や工業地においては、敷地内に建築物や工作物等が複数ある場合、それらがまとまりのある配置となるよう工夫すること。

チェック項目の図解等

①建築物等が分散せず、まとまりのある敷地利用。

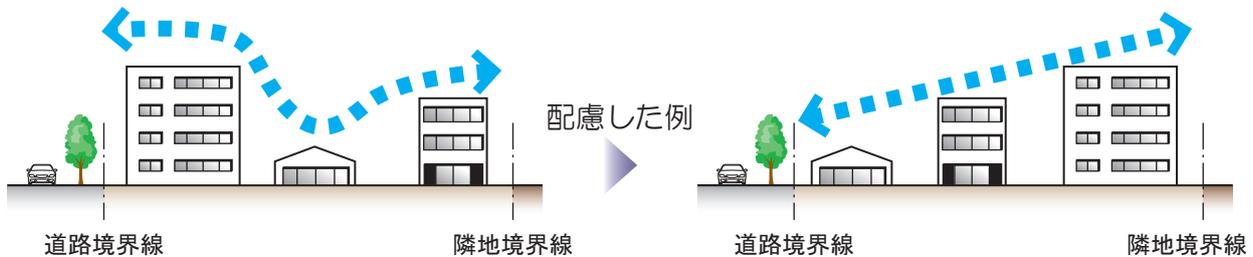


建築物等が分散して配置され、まとまりがない

配慮した例

建物の配置を工夫し、まとまりあるものとなった

②規模の大きさに応じたバランスの良い配置計画。

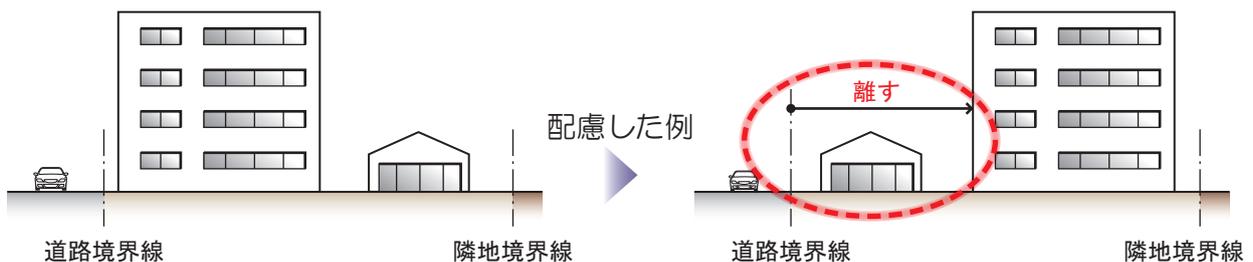


道路境界線 隣地境界線
スカイラインが凸凹し、まとまりが感じられない

配慮した例

道路境界線 隣地境界線
手前から奥に向かって順に高くなる建物配置により、スカイラインが整い、圧迫感が軽減された

③規模の大きな建物は道路等からできる限り離れた位置に配置。



道路境界線 隣地境界線
道路側に高い建物が配置され、圧迫感を与えている

配慮した例

道路境界線 隣地境界線
手前に低い建物、奥に高い建物を配置することで、圧迫感が軽減された

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 (一般地区) 景観形成基準

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

規模・配置

共通の基準

参考資料

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 景観形成基準（一般地区）

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

壁面

共通の基準

参考資料

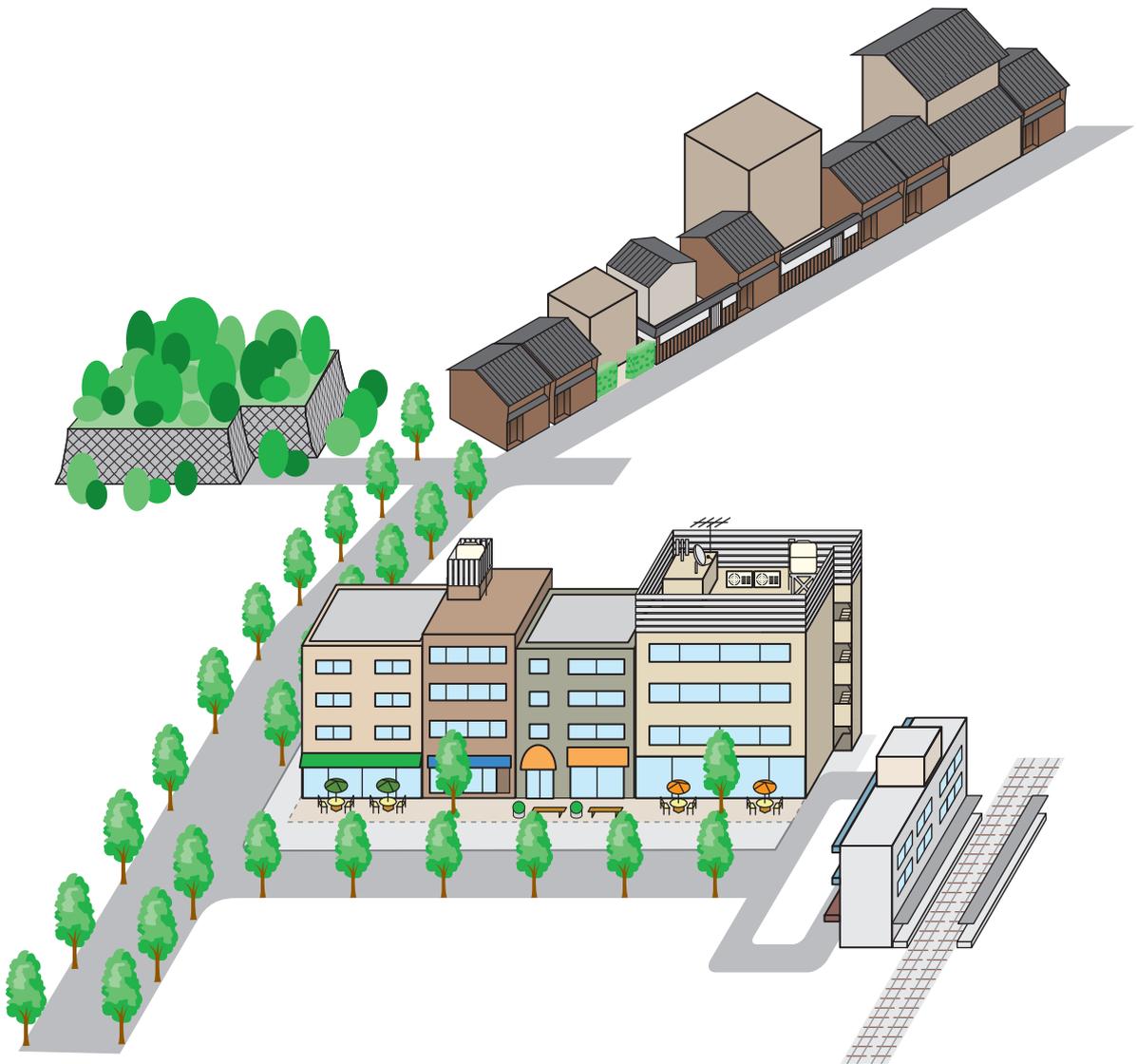
2 壁面 共通の基準

概念基準

○壁面は、立地条件にあわせ、後退するかあるいは周辺の壁面との調和に配慮したものとすること。

チェック項目の図解等

建築物等の壁面の位置は、周辺の建築物等の状況に応じて、道路境界線から後退して圧迫感を軽減するか、壁面の位置を揃えまち並みの連続性の確保を図るなど、周辺の建築物等に揃えた位置とする。



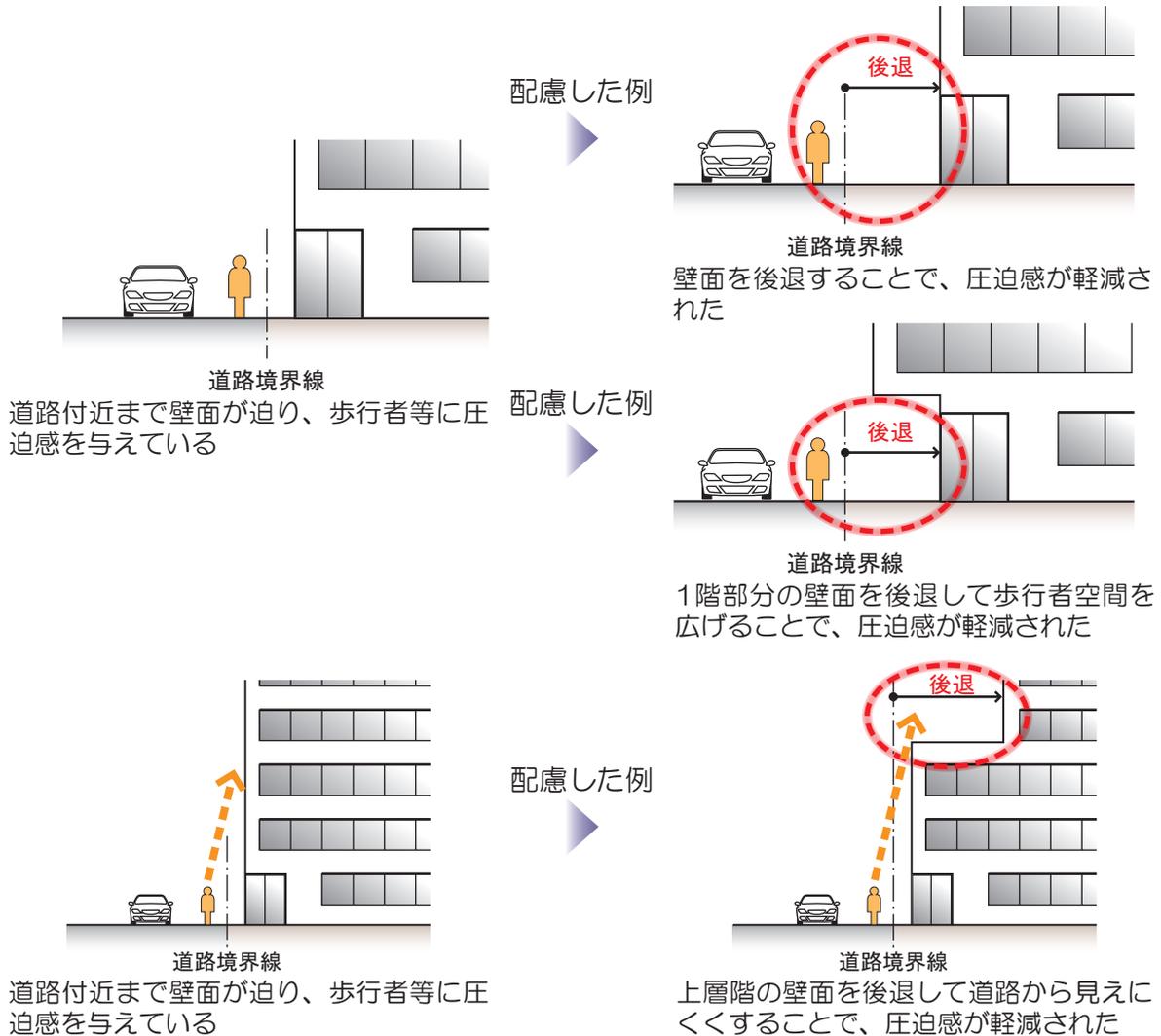
2-1 壁面 共通の基準

個別
基準

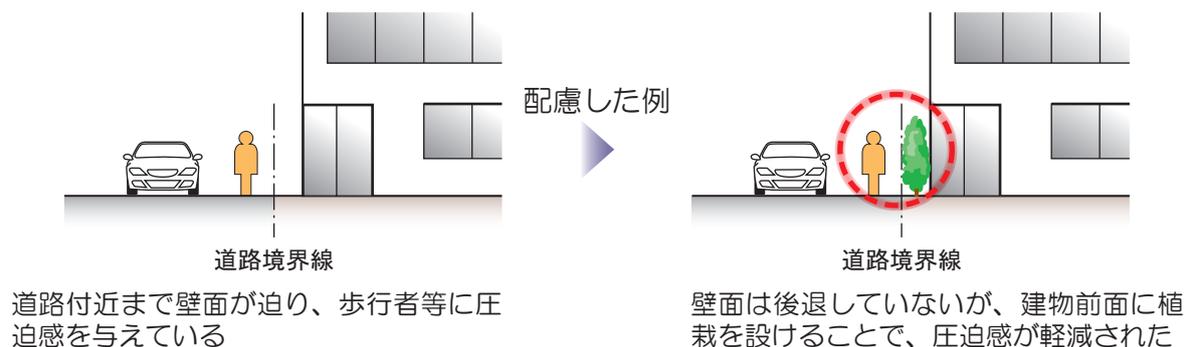
○壁面は、道路から出来る限り後退するか、やむを得ず後退できない場合は、壁面の前面部を生垣や植栽等により修景すること。

チェック項目の図解等

①壁面は、歩行者等に圧迫感を与えないよう道路から出来る限り後退。



②やむを得ず壁面後退出来ない場合、壁面の前面部を生垣や植栽等で修景。



1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 (一般地区) 景観形成基準

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

壁面

共通の基準

参考資料

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 景観形成基準(一般地区)

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

壁面

共通の基準

参考資料

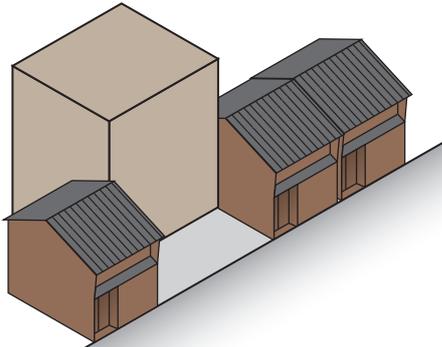
2-2 壁面 共通の基準

個別基準

○歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した配置等により、壁面線の統一に努めること。

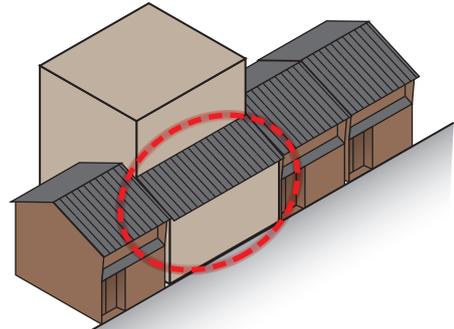
チェック項目の図解等

①まち並みの連続性に配慮した壁面の配置。



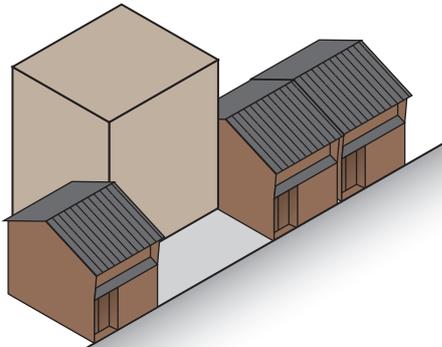
壁面が後退しているため、まち並みが途切れている

配慮した例



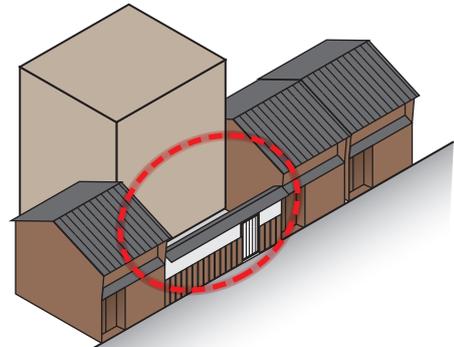
周辺のまち並みと壁面の位置等を揃えることで、まち並みの連続性の確保に配慮された

②やむを得ず建築物等本体を周辺のまち並みから後退させる場合、壁面線の連続性に配慮した門や塀、植栽等を設置。



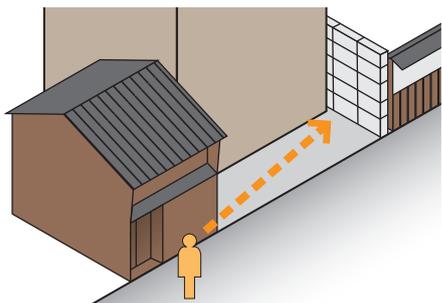
壁面が後退しているため、まち並みが途切れている

配慮した例



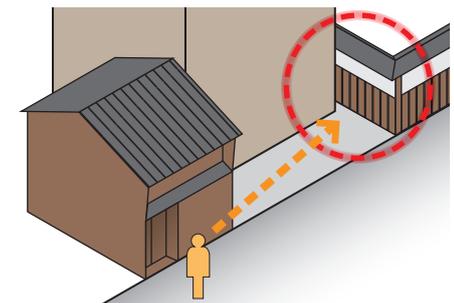
壁面は後退しているが、塀を設置し、まち並みの連続性の確保に配慮された

③門や塀、植栽等を設置出来ない場合、まち並みの連続性に配慮した隣地境界塀等の設置。



壁面が後退しているため、まち並みが途切れている

配慮した例



壁面が後退しているが、隣地との境界部に周辺と調和する塀を設置し、まち並みが連続して見えるように配慮された

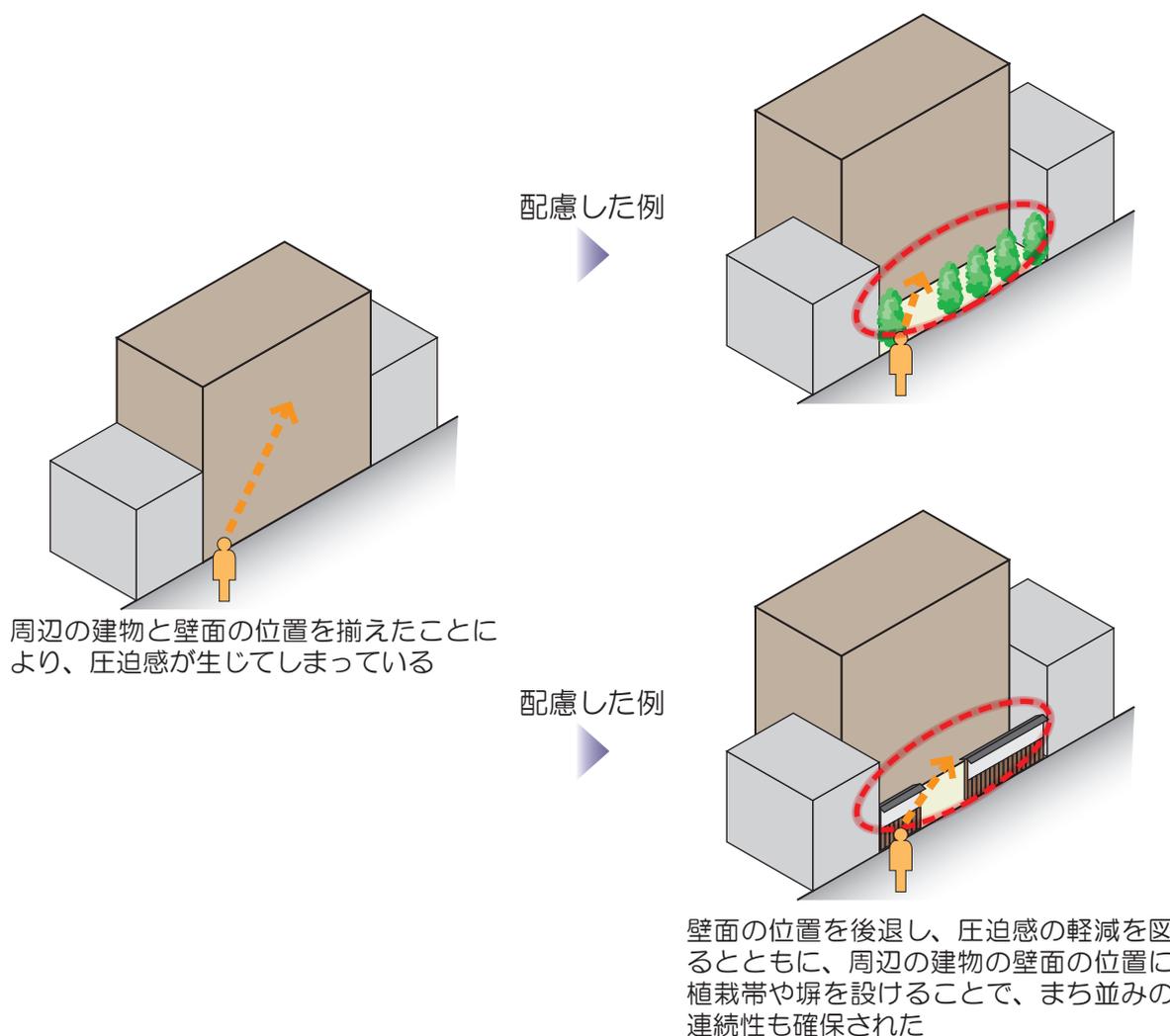
2-3 壁面 共通の基準

個別
基準

○壁面線を統一することにより道路への圧迫感が生じる場合は、塀や垣、植栽等により壁面線の連続性を確保すること。

チェック項目の図解等

①壁面線を統一することにより道路への圧迫感が生じる場合、塀や垣、植栽等による壁面線の連続性の確保。



1-1 届出が必要な
行為と規模

1-2 景観条例に基づく
届出の流れ

2-1 景観形成基準
(一般地区)

2-2 景観形成基準
の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

壁面

共通の基準

参考資料

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 景観形成基準（一般地区）

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

形態・意匠

共通の基準

参考資料

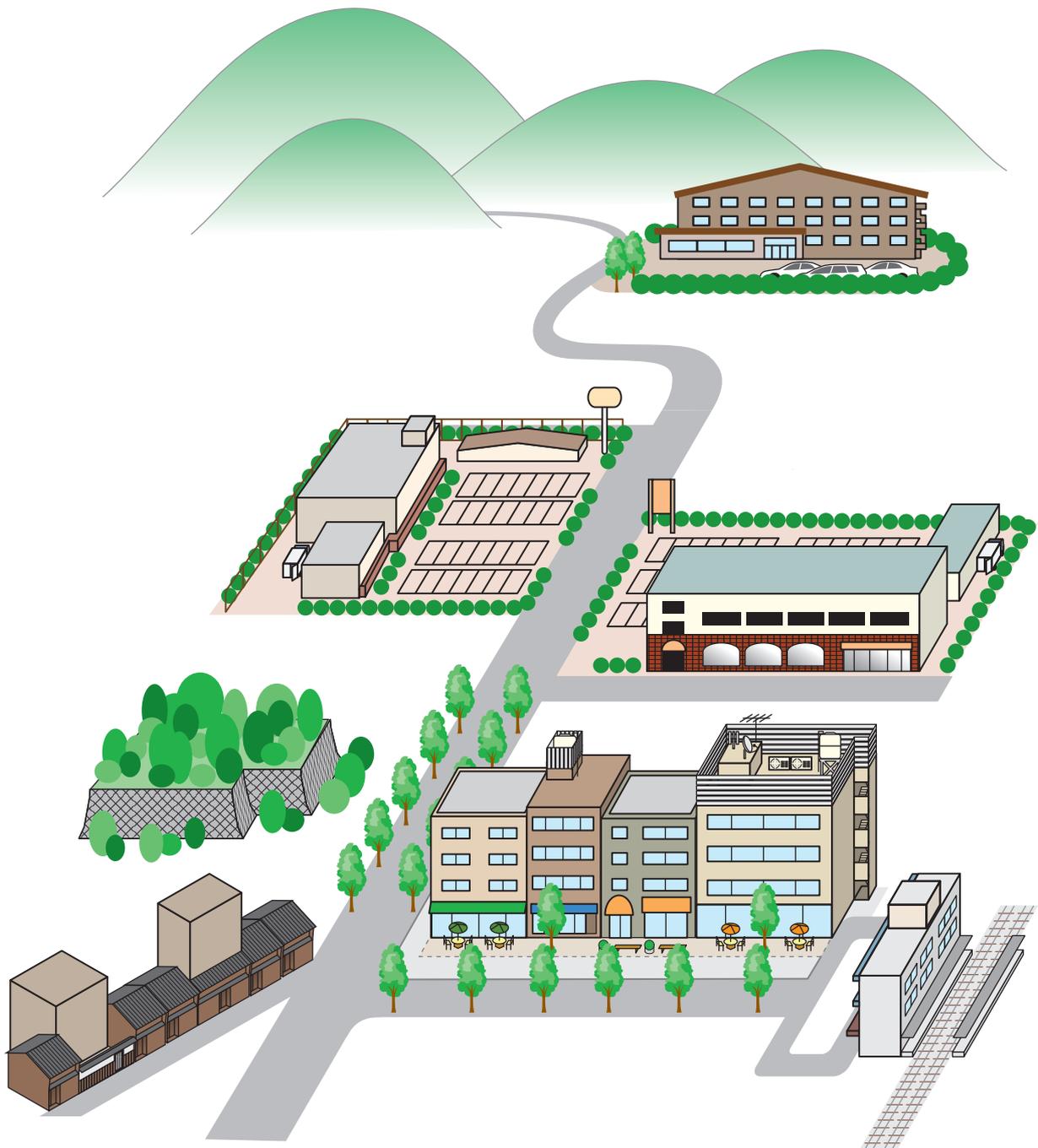
3 形態・意匠 共通の基準

概念基準

○形態及び意匠は、周辺景観との調和に配慮するとともに、建物全体の統一感の確保及び単調さや圧迫感を与えない壁面となるような形態・意匠に配慮すること。

チェック項目の図解等

建築物等の形態や意匠は周辺の状況に合わせたものとする中で、まち並みの統一感の確保や周辺の自然環境や山並みとの調和を図るとともに、建築物等の統一感を確保しつつ、適度に仕様を分けるなど単調さや圧迫感を与えないような形態・意匠とする。



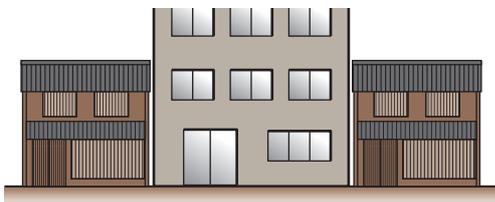
3-1 形態・意匠 共通の基準

個別基準

○歴史的まち並みが整っている地区あるいは街路景観の整っている地区においては、周辺のまち並みとの連続性に配慮した形態及び意匠とすること。

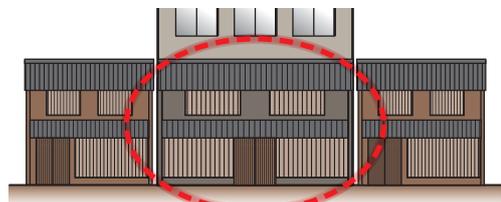
チェック項目の図解等

①歴史的なまち並みが周辺にある場合、地区特有の軒や庇、格子等のデザイン要素を活かし低層部を修景。



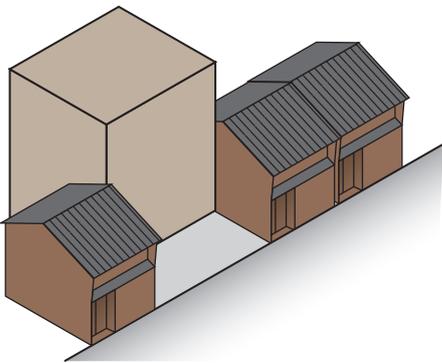
周辺の歴史的なまち並みと調和しない形態・意匠により、まち並みの連続性が途切れている

配慮した例



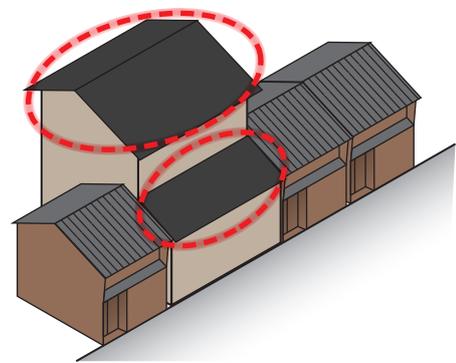
低層部に格子や瓦など、周辺と調和したデザインを取り入れたことにより、まち並みの連続性が確保された

②歴史的なまち並みが周辺にある場合で、地区特有のデザイン要素を活かせない場合、屋根勾配、屋根形状等和風を感じさせるような形態・意匠。



周辺の歴史的なまち並みと調和しない形態・意匠により、まち並みの連続性が途切れている

配慮した例



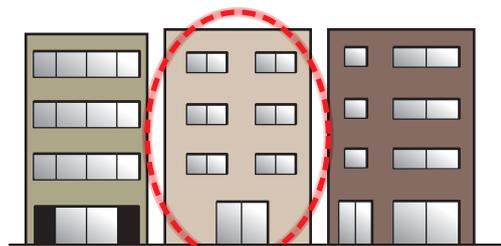
和風の瓦などのデザインを取り入れ、歴史的なまち並みに配慮された

③街路景観の整っている地区では、周辺の建築物等から突出しない形態・意匠とし、まち並みの連続性を確保。



周辺の景観と調和しない建物により、無秩序なまち並みとなっている

配慮した例



建物の形態・意匠を周辺のまち並みと揃え、まとまりのあるまち並みの連続性に配慮された

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 (一般地区) 景観形成基準

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

形態・意匠

共通の基準

参考資料

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 景観形成基準(一般地区)

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

形態・意匠

共通の基準

参考資料

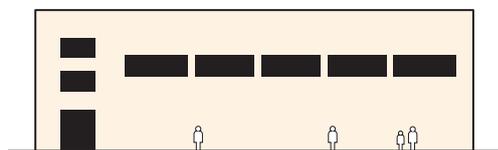
3-2 形態・意匠 共通の基準

個別基準

○壁面は、適度に仕様を分け、窓などの開口部を設置することなどにより、単調さや圧迫感を与えない形態・意匠とすること。

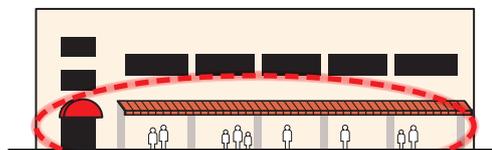
チェック項目の図解等

①単調な壁面の連続により歩行者等に圧迫感を与えない配慮。



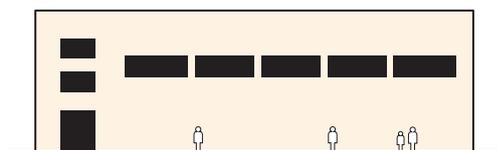
単調な壁面により、歩行者等に圧迫感を与えている

配慮した例



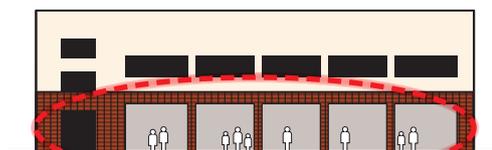
庇などを設置することにより、壁面が分割され、圧迫感が軽減された

②形態や素材、色彩などを低層部と中層部で適度に使い分け、単調な壁面にならない配慮。



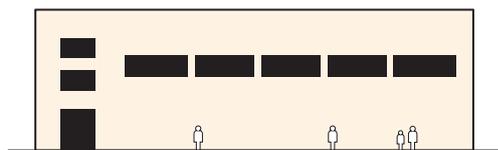
単調な壁面により、歩行者等に圧迫感を与えている

配慮した例



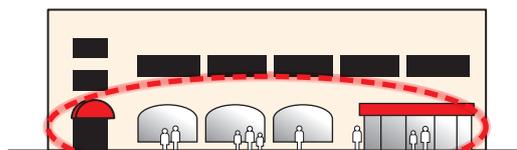
低層部の仕上げを使い分け、圧迫感が軽減された

③壁面には威圧感を軽減するための有効な開口部の設置。



単調な壁面により、歩行者等に圧迫感を与えている

配慮した例



開口部を設け、圧迫感が軽減された

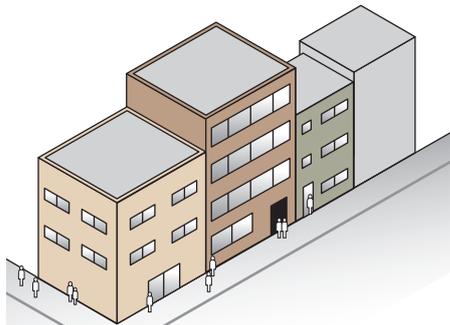
3 - 3 形態・意匠 中心市街地地区 中川駅周辺市街地地区

個別基準

○商業地における低層階については、ゆとりや解放感を確保するとともに、車両出入口やバックヤードの配置等に留意し、賑わいの連続性の確保に配慮すること。

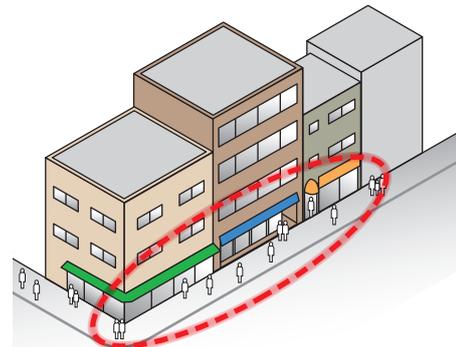
チェック項目の図解等

①低層階を中心とした、にぎわいの演出。



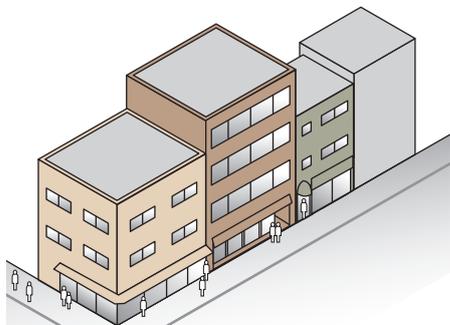
低層階に開口部が少なく、にぎわいが感じられない

配慮した例



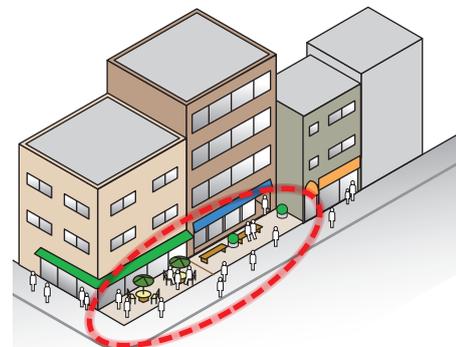
低層階にショーウィンドウを設け、にぎわいの演出に配慮された

②壁面を後退し、オープンスペースを確保するなどの配慮。



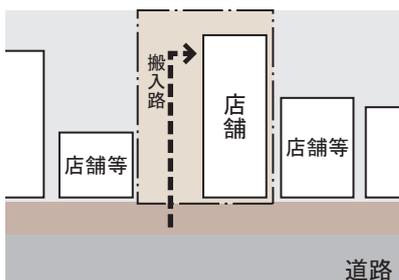
低層階にショーウィンドウが設けられているものの、ゆとりや開放感が感じられない

配慮した例



建物の配置を工夫し、オープンスペースを確保することで、ゆとりや開放感の創出に配慮された

③にぎわいとぎれないよう、バックヤードの配置等に配慮。



搬入路の進入口が広くとられ、店舗等の連続性が途切れている

配慮した例



バックヤードの位置を工夫し、搬入路の進入口を最小限の幅に抑えたことで、にぎわいの連続性に配慮された

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 景観形成基準(一般地区)

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

形態・意匠

中心市街地地区
中川駅周辺市街地地区

参考資料

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 景観形成基準(一般地区)

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

形態・意匠

丘陵地区
和歌山街道沿い地区
山地地区

参考資料

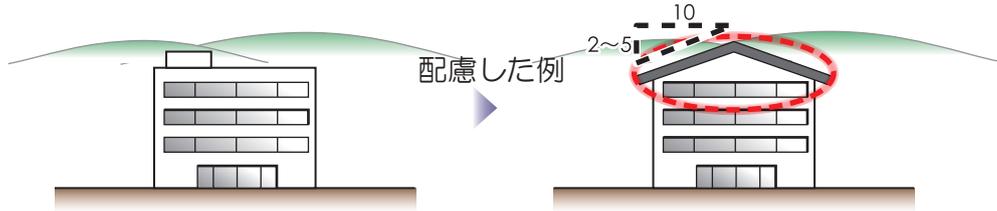
3-4 形態・意匠 丘陵地区

個別基準

○主要な屋根は、周辺の丘陵地との調和に配慮し、10分の2～10分の5勾配のある屋根を原則とすること(工業地は除く)。ただし、勾配屋根を採用することにより建築物の高さが著しく増加する場合で、かつ、勾配屋根以外の方法で丘陵地との調和に配慮した場合はこの限りでない。

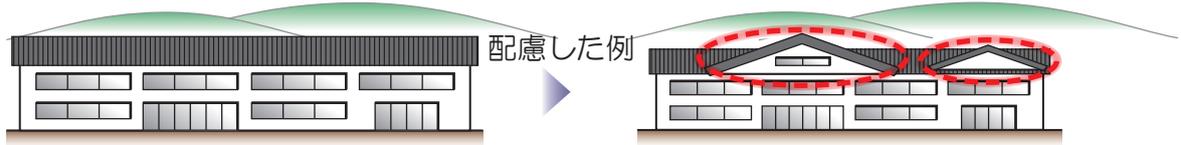
チェック項目の図解等

①10分の2～10分の5勾配のある屋根。



勾配屋根とすることで、丘陵地の稜線との調和に配慮された

②周辺の丘陵地と調和する勾配の方向。



勾配屋根だが、丘陵地の稜線と調和していない

屋根形状の工夫により、丘陵地の稜線との調和に配慮された

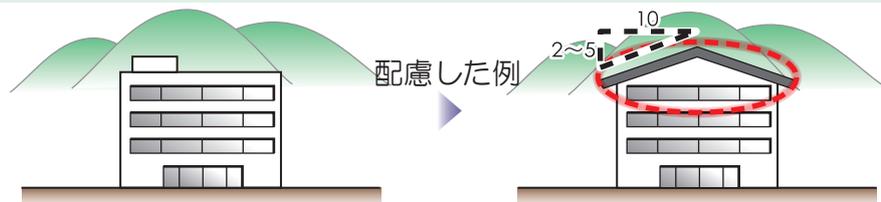
3-5 形態・意匠 和歌山街道沿い地区 山地地区

個別基準

○主要な屋根は、背景の山並みとの調和に配慮し、10分の2～10分の5勾配のある屋根を原則とすること(工業地は除く)。ただし、勾配屋根を採用することにより建築物の高さが著しく増加する場合で、かつ、勾配屋根以外の方法で背景の山並みとの調和に配慮した場合はこの限りでない。

チェック項目の図解等

①10分の2～10分の5勾配のある屋根。



勾配屋根とすることで、山の稜線との調和に配慮された

②背景の山並みと調和する勾配の方向。



勾配屋根だが、背後の山の稜線と調和していない

屋根形状の工夫により、背景の山の稜線との調和に配慮された

4 附属建築物・附属設備 共通の基準

概念基準

○附属建築物及び附属設備は、周辺景観と調和するよう工夫すること。

チェック項目の図解等

附属建築物や附属設備がある場合には、周辺景観との調和を図るだけでなく、主体建築物と一体感のある意匠や色彩とすることで、主体建築物との調和を図り、できるだけ目立ちにくくなるよう配慮をする。



1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 (一般地区) 景観形成基準

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

附属建築物・附属設備

共通の基準

参考資料

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 景観形成基準(一般地区)

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

・附属建築物・附属設備

共通の基準

参考資料

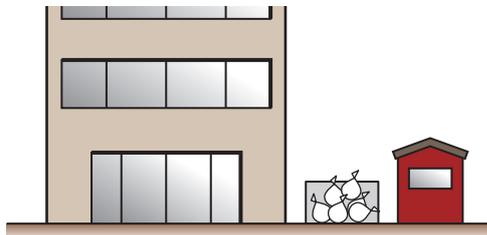
4-1 附属建築物・附属設備 共通の基準

個別基準

○車庫、自転車置き場、機械室などの附属建築物及び屋外階段、ごみ集積所等がある場合は、これを主体となる建築物と調和させ、一体感のある形態・意匠、色彩とすること。

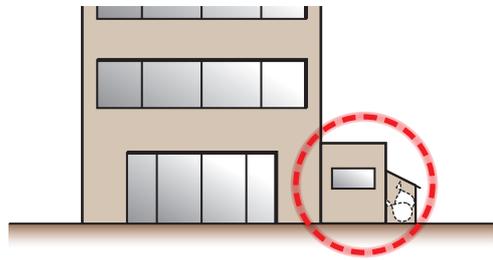
チェック項目の図解等

①ごみ集積所その他の附属建物を主体建築物等と統一感のあるデザインや色彩。



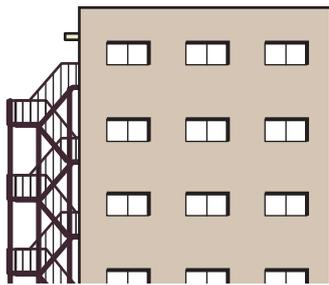
ごみ集積所や附属建築物が主体となる建物と調和せず、乱雑なイメージを与えている

配慮した例



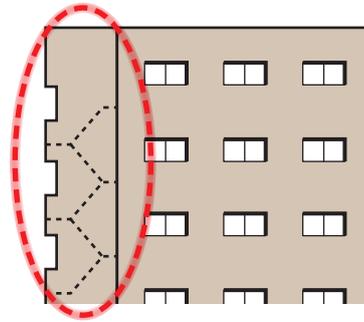
ごみ集積所や附属建築物と主体となる建物を同じ仕様とすることで、主体となる建物や周辺の景観との調和に配慮された

②屋外階段が突出しないような、主体建築物等と一体感あるデザインや色彩。

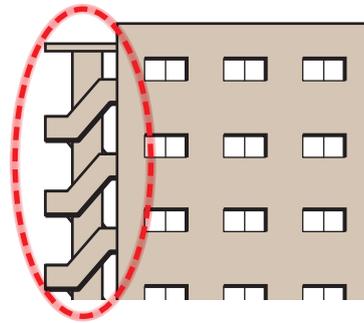


鉄骨のむき出しの屋外階段は、周辺の景観や主体となる建物と調和せず突出している

配慮した例



配慮した例



屋外階段を主体建築物と同じ仕様にするすることで、主体となる建物や周辺の景観との調和に配慮された

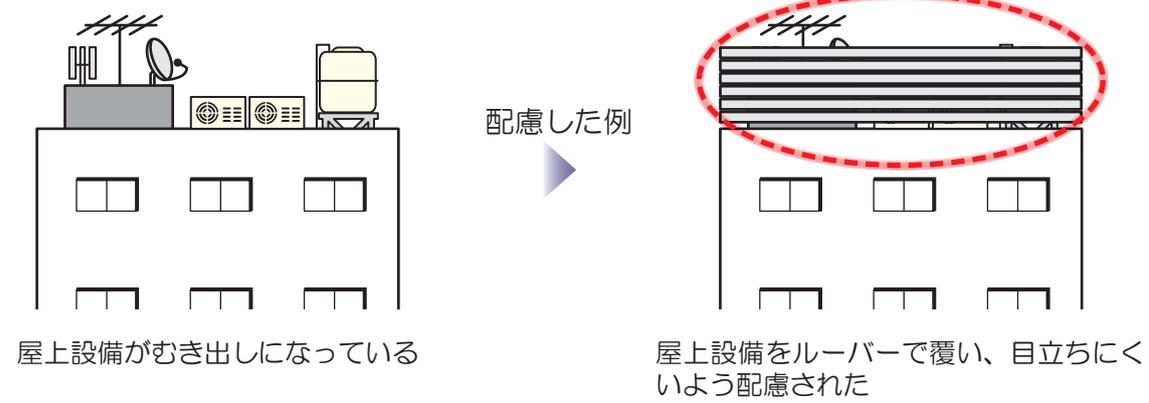
4-2 附属建築物・附属設備 共通の基準

個別基準

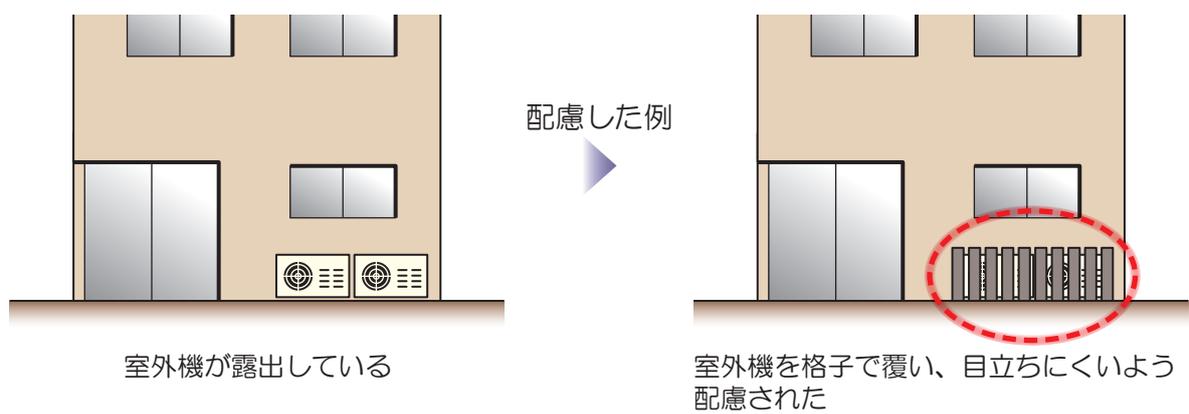
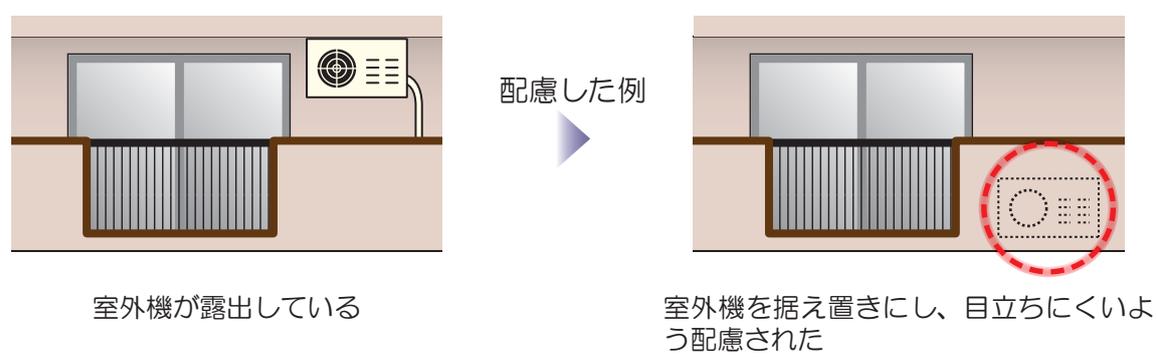
- 外壁又は屋上に設ける附属設備は、ルーバー等により覆うなど露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図ること。
- 附属設備がやむを得ず露出する場合は、できるだけ建築物本体と色彩を合わせる等質の仕上げにより、目立たないように配慮すること。

チェック項目の図解等

①屋上の設備等はパラペットやルーバー等で覆い、目立たないように配慮。



②道路等に面して露出する室外機等を格子やルーバー等により修景。



1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 (一般地区) 景観形成基準

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

附属建築物・附属設備

共通の基準

参考資料

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 景観形成基準（一般地区）

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

外構

共通の基準

参考資料

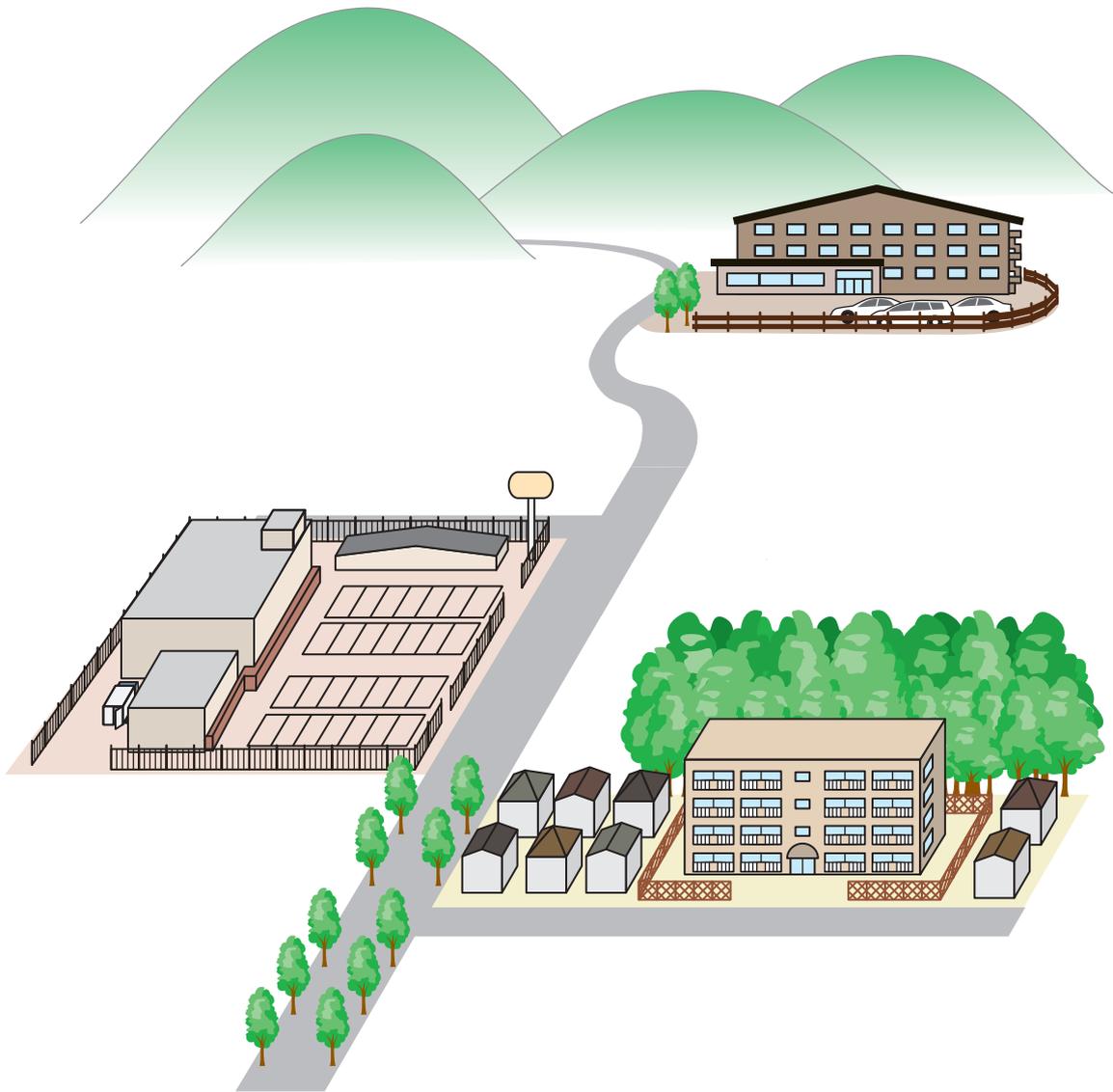
5 外構 共通の基準

概念基準

○建築物の外構は、周辺景観との調和に配慮したものとすること。

チェック項目の図解等

建築物等の外構は、周辺のまち並みや自然環境、主体となる建築物等との調和に配慮し、生垣など周辺景観に調和し、圧迫感を感じさせないもので囲うなどの配慮をする。



5-1 外構 共通の基準

個別基準

○敷地の境界を囲う場合は、生垣の植栽に努め、塀や柵等を設ける場合は、歩行者等に威圧感や圧迫感を感じさせない形態・意匠とすること。

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 (一般地区) 景観形成基準

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

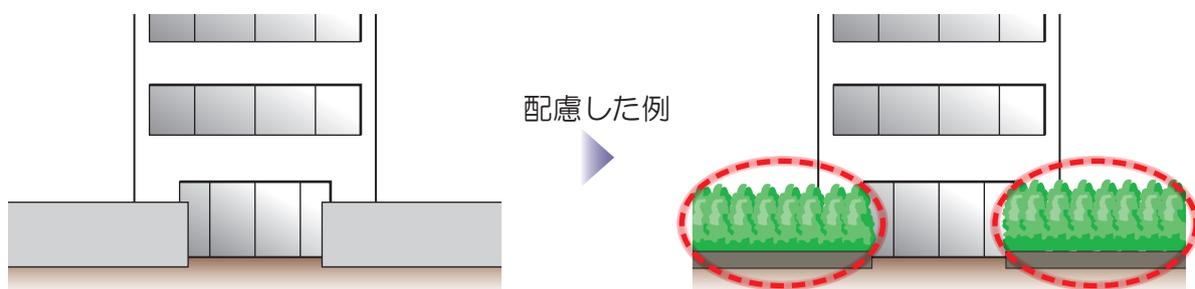
外構

共通の基準

参考資料

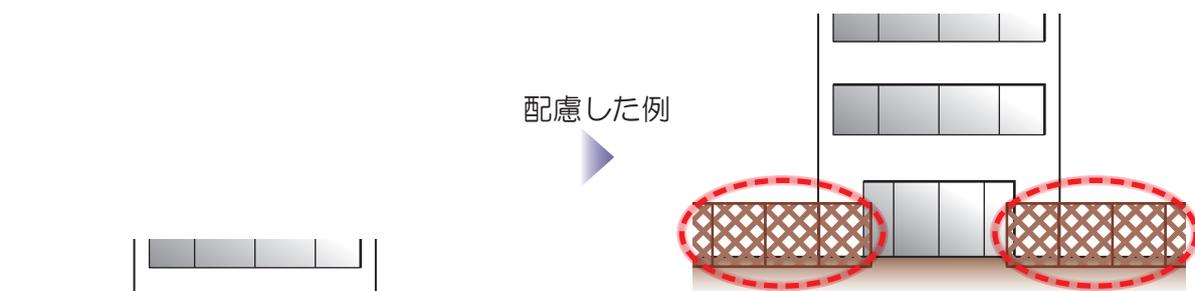
チェック項目の図解等

①可能な限り生垣や樹木等で境界を囲う。

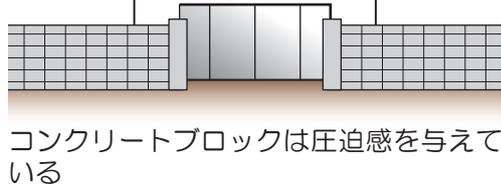


敷地を囲う場合、生垣等で囲うことにより、歩行者等への圧迫感を軽減し、まち並みにうるおいを与えるよう配慮された

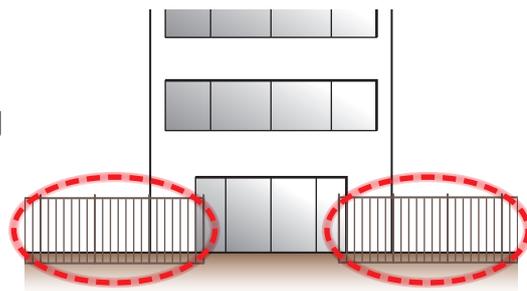
②周辺景観になじまない金属フェンスやブロック塀等は避け、歩行者等に圧迫感を感じさせないように配慮。



木製の柵を使用することで、歩行者等への圧迫感の軽減に配慮された



配慮した例



色彩等が景観に配慮された格子状フェンスを使用することで、周辺の景観や主体となる建築物等に溶け込むよう配慮された

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 景観形成基準（一般地区）

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

色彩

共通の基準

参考資料

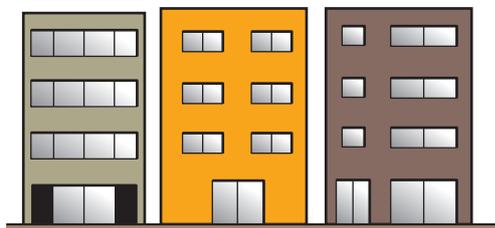
6 色彩 共通の基準

概念基準

○色彩は、落ち着いたものとし、周辺景観との調和に配慮すること。

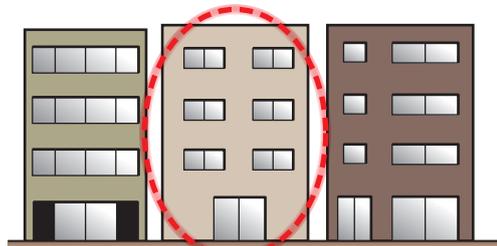
チェック項目の図解等

① 周辺の景観との調和に配慮した、落ち着いた色彩計画。

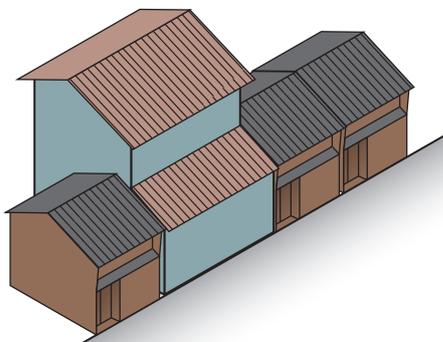


外壁に周辺のまち並みから突出した、派手な色彩を使用し、無秩序なまち並みとなっている

配慮した例

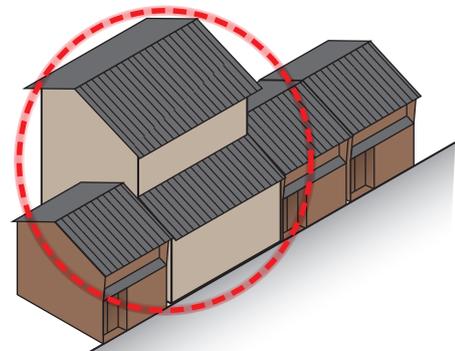


落ち着いた色のある色彩を使用することにより、周辺との調和に配慮された



基準内であるものの、歴史的なまち並みと調和していない

配慮した例



基準内であっても、使用する色彩を工夫し、落ち着いた色彩とすることで、歴史的なまち並みに溶け込むよう配慮された



基準内であるものの、背後の自然景観と調和していない

配慮した例



基準内であっても、使用する色彩を工夫し、自然と調和する色彩とすることで、自然景観に溶け込むよう配慮された

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 (一般地区) 景観形成基準

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

色彩

共通の基準

参考資料

6-1 色彩 共通の基準

個別基準

○基調となる色は、落ち着いたものとし、マンセル表色系において各色相に応じ明度・彩度の上限を次のように定める。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラス等の色彩はこの限りでない。

対象	色相	明度	彩度
外壁基調色	YR~5Y	8以上の場合	4以下
		8未満の場合	6以下
	R、5.1Y~10Y	—	4以下
	その他	—	2以下
屋根色	YR~5Y	7以下	6以下
	R、5.1Y~10Y	7以下	4以下
	その他	7以下	2以下

マンセル表色系の解説

建築物等に使用する色彩は、マンセル表色系において使用できる色を制限しています。

マンセル表色系は、“色合い(=色相)”“明るさ(=明度)”“鮮やかさ(=彩度)”の3つの要素(色の三属性)を記号と数値に置き換えて表示する方法で、JIS(日本工業規格)など、国際的な色の尺度として採用されています。

日本塗料工業会色票番号とマンセル表色系の関係

また、建築や塗装などの業界で使われている“日本塗料工業会標準見本帳”に記載されている色票番号(日塗工)とマンセル値の関係を以下に示します。



色相(Hue)

	日塗工色相区分	マンセル色相
R (赤)	02	2.5 R
	05	5 R
	07	7.5 R
	09	10 R
YR (黄赤)	12	2.5 YR
	15	5 YR
	17	7.5 YR
	19	10 YR
Y (黄)	22	2.5 Y
	25	5 Y
	27	7.5 Y
	29	10 Y
GY (黄緑)	32	2.5 GY
	35	5 GY
	37	7.5 GY
	39	10 GY
G (緑)	42	2.5 G
	45	5 G
	47	7.5 G
	49	10 G

	日塗工色相区分	マンセル色相
BG (青緑)	52	2.5 BG
	55	5 BG
	57	7.5 BG
	59	10 BG
B (青)	62	2.5 B
	65	5 B
	67	7.5 B
	69	10 B
PB (青紫)	72	2.5 PB
	75	5 PB
	76	6.25PB
	77	7.5 PB
	79	10 PB
P (紫)	82	2.5 P
	85	5 P
	87	7.5 P
	89	10 P
RP (赤紫)	92	2.5 RP
	95	5 RP
	97	7.5 RP
	99	10 RP

明度(Value)

日塗工明度区分	マンセル明度
-95	9.5
-93	9.3
-92	9.2
-90	9
-85	8.5
...	...
...	...
...	...
-20	2
-15	1.5
-10	1

彩度(Chroma)

日塗工彩度区分	マンセル彩度
A	0.5
B	1
C	1.5
D	2
F	3
H	4
L	6
P	8
T	10
V	12
W	13
X	14

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 景観形成基準(一般地区)

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

色彩

共通の基準

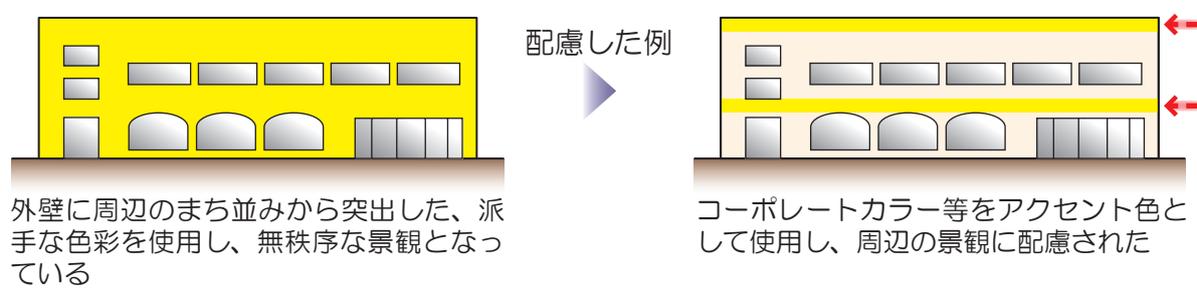
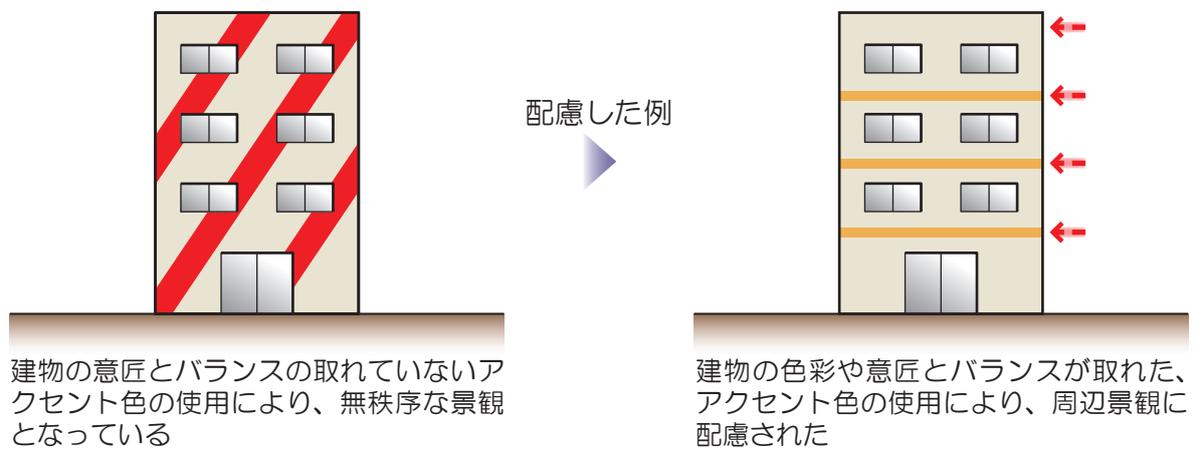
参考資料

6-2 色彩 共通の基準

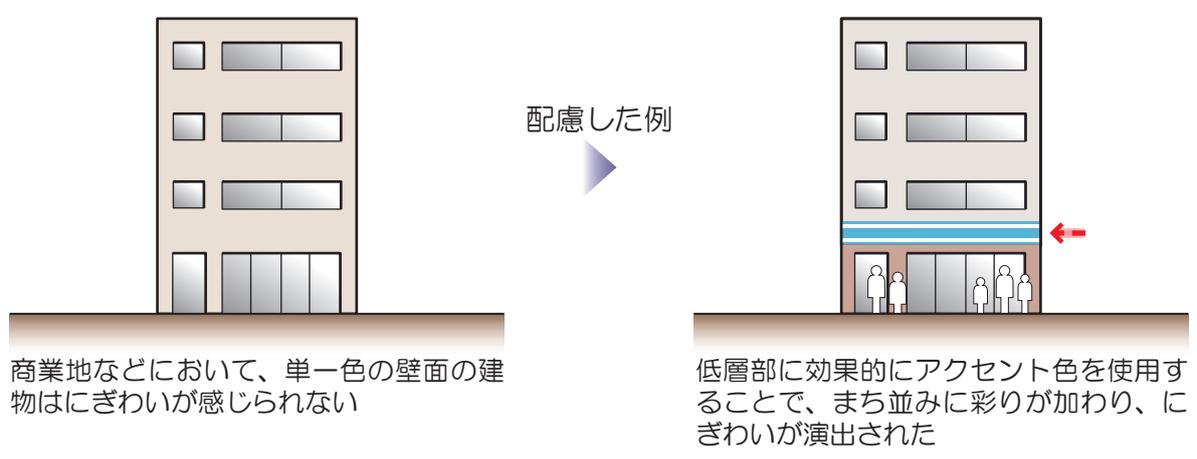
個別基準 ○アクセント色の使用に際しては、各面とも見付面積の5分の1以下の範囲内とし、基調となる色との調和に工夫すること。

チェック項目の図解等

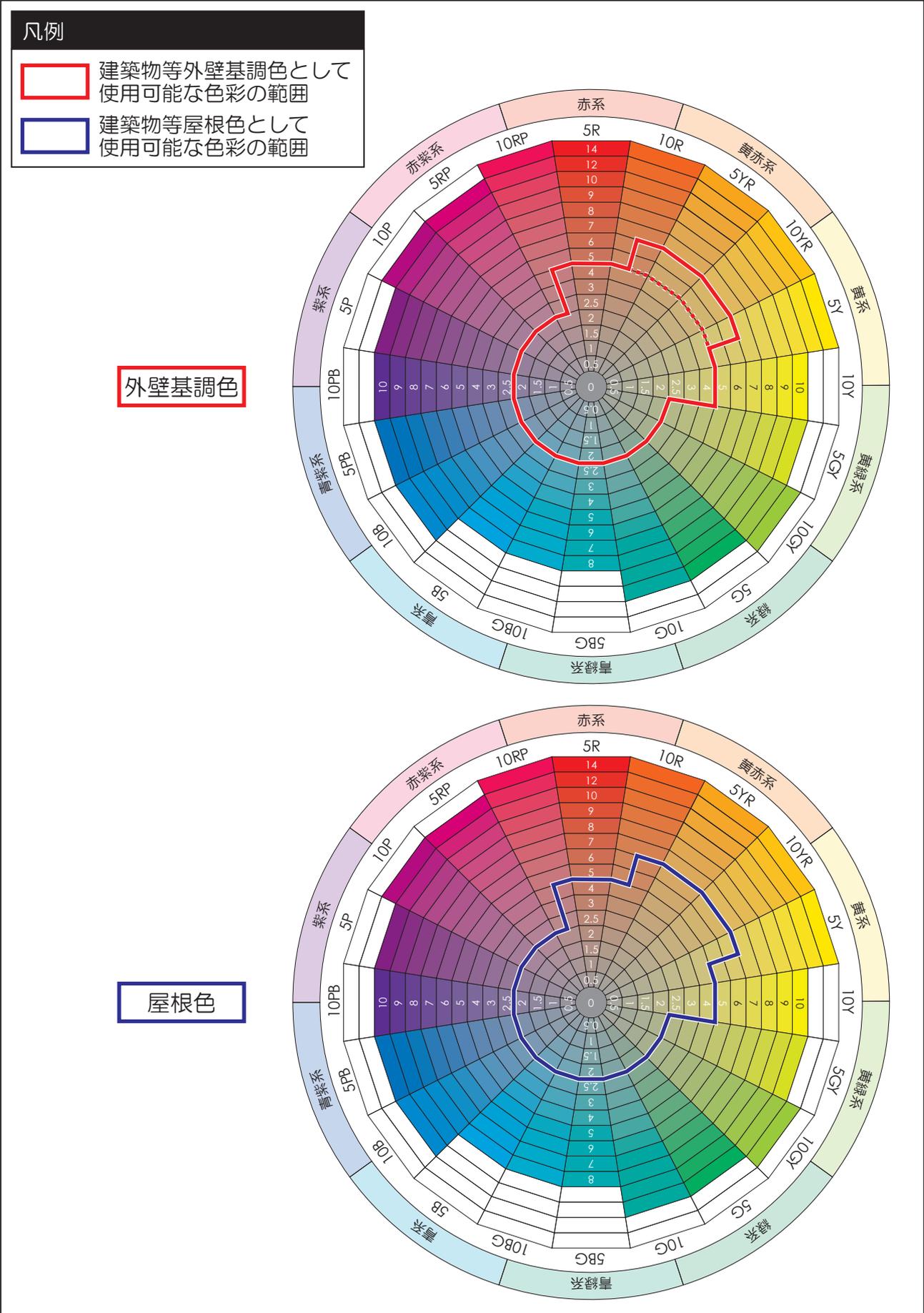
① 建物全体の基調色や形態・意匠とのバランスがとれた、アクセント色の使用。



② 商業地などにおける低層階へのアクセント色の使用によるにぎわいの演出。



景観形成基準(色彩)に基づく色相環に示す色相と彩度の範囲



1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 景観形成基準(一般地区)

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

色彩

色相環に示す色相と彩度の範囲

参考資料

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 (一般地区) 景観形成基準

2-2 景観形成基準の解説

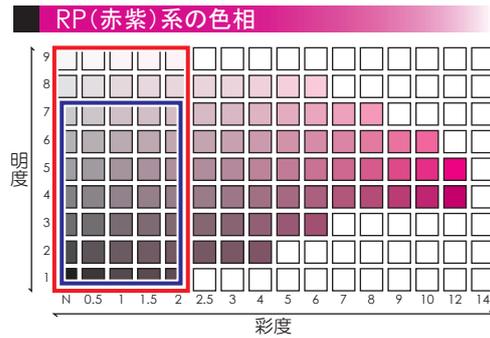
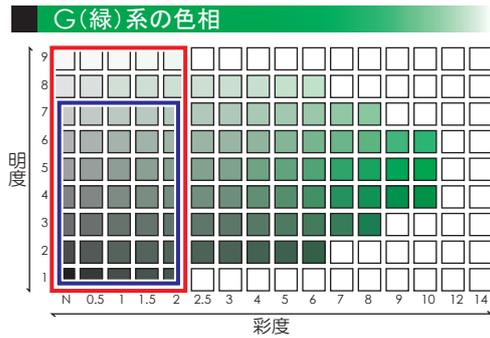
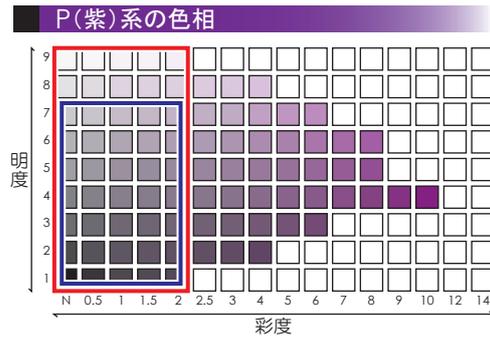
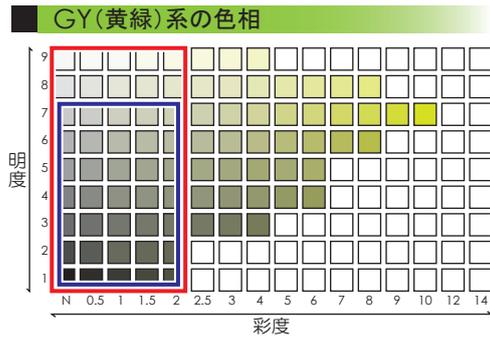
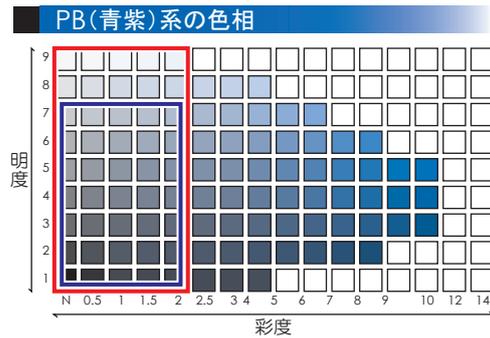
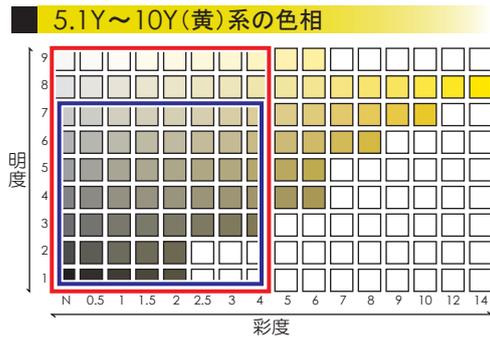
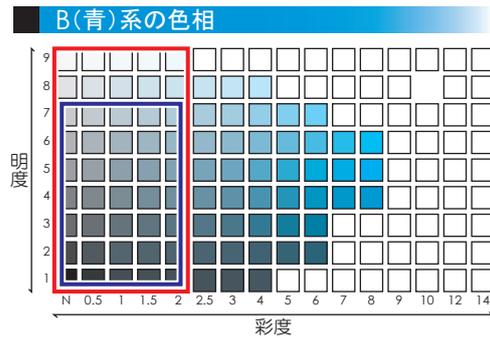
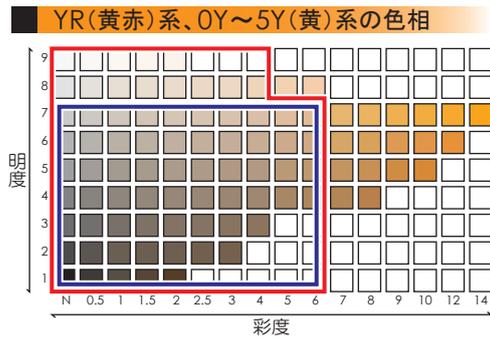
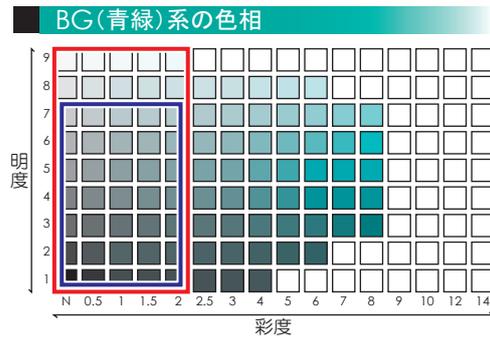
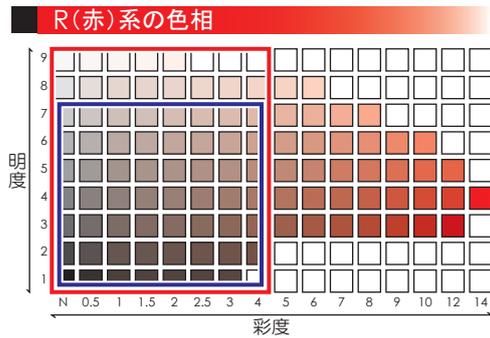
ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

色彩

色相ごとの明度と彩度の範囲

参考資料

景観形成基準(色彩)に基づく色相ごとの明度と彩度の範囲



凡例 建築物等外壁基調色として使用可能な色彩の範囲 建築物等屋根色として使用可能な色彩の範囲

7 素材 共通の基準

概念
基準

○素材は、周辺景観に調和するものとする。

チェック項目の図解等

建築物等の素材は、周辺の建築物等で使用されている素材と同様の素材や、調和する素材、自然素材、耐久性および耐候性に優れた素材などを使用することで、周辺のまち並みとの統一感の確保や自然環境との調和を図る。



1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 景観形成基準(一般地区)

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

素材

共通の基準

参考資料

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 景観形成基準(一般地区)

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

素材

共通の基準

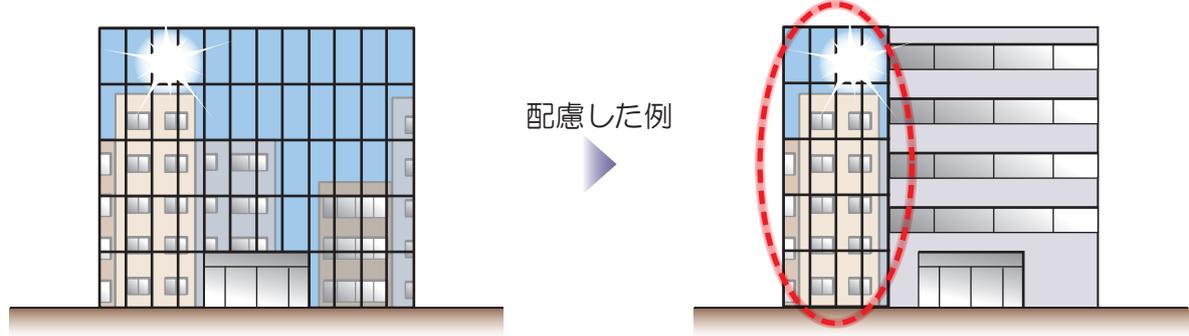
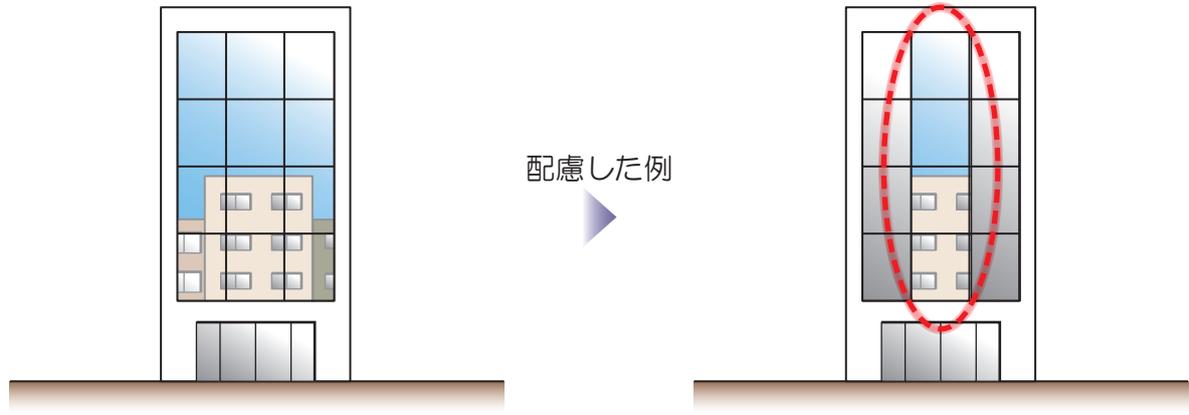
参考資料

7-1 素材 共通の基準

個別基準 ○反射性のある素材は、主要な屋根や壁面などの大部分(2分の1以上)にわたって使用することは避けること。ただし、無彩色のガラスは除く。

チェック項目の図解等

①反射性素材の主要な屋根や壁面などへの使用制限（見付面積の2分の1未満）。



反射性素材の使用により、歩行者等に眩しさなど不快感を与え、周辺の景観から突出している

反射性素材の使用面積を抑えることで、歩行者等への不快感を軽減し、周辺の景観に溶け込むよう配慮された

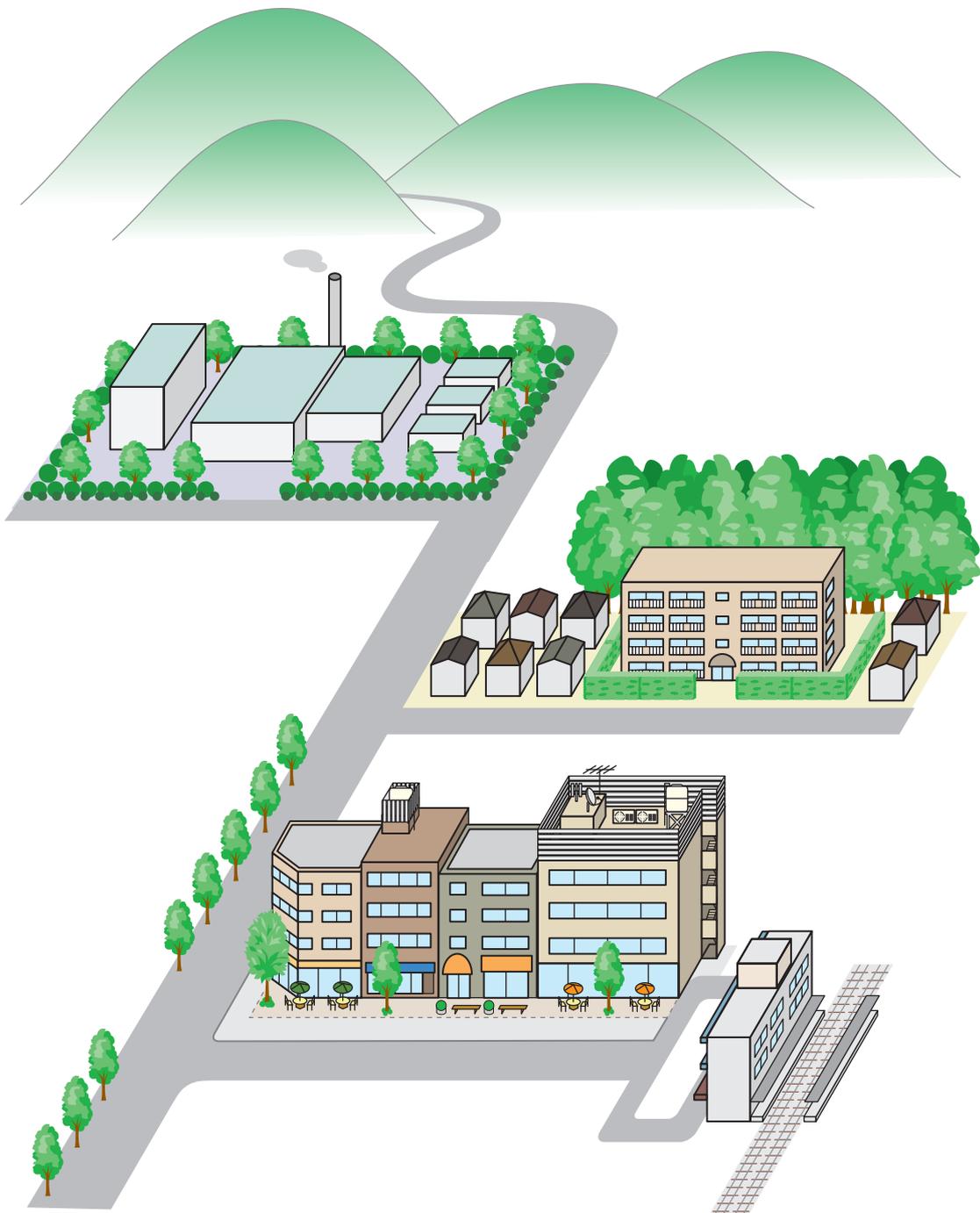
8 緑化 共通の基準

概念
基準

○行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。

チェック項目の図解等

行為地内ではできるだけ多くの部分を緑化することで、まち並みに彩りを添え、歩行者等に関するおいや安心感を与えるよう配慮する。



1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づき届出の流れ

2-1 (一般地区) 景観形成基準

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

緑化

共通の基準

参考資料

1-1 届出が必要な
行為と規模

1-2 景観条例に基づく
届出の流れ

2-1 景観形成基準
(一般地区)

2-2 景観形成基準
の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

緑化

共通の基準

参考資料

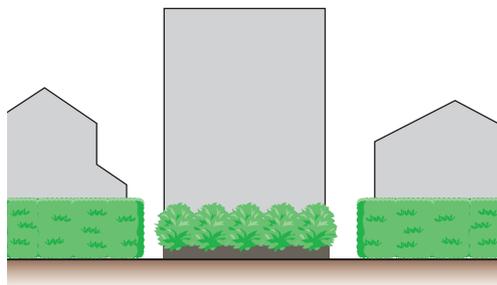
8 - 1 緑化 共通の基準

個別基準

○植栽は、楨等、周辺の景観と調和のとれた樹種とすること。

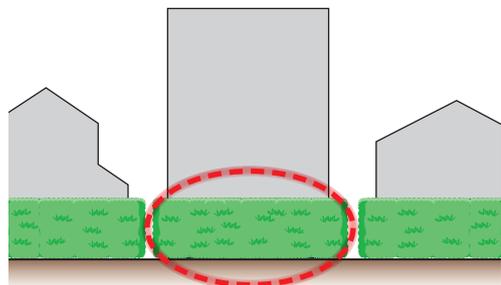
チェック項目の図解等

①当該地域の景観特性や周辺の景観にみられる樹種の選定による植栽計画

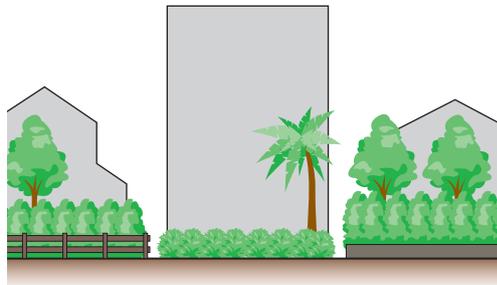


その地域には見られない樹種による植栽のため、周辺景観から突出している

配慮した例

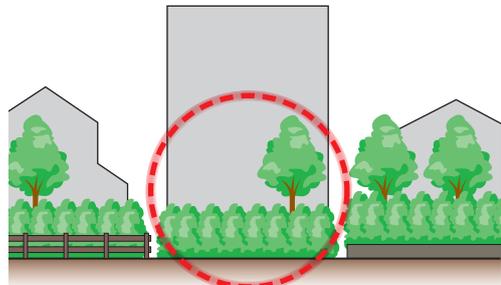


楨など、地域の特性に合わせた樹種の植栽とすることで、周辺の景観と調和した、落ち着いたまち並みとなるよう配慮された



周辺の景観から突出したシンボルツリーにより、地域になじまない違和感のあるまち並みとなっている

配慮した例



地域の特性に合わせた樹種を選定することで、調和のとれたまち並みとなるよう配慮された

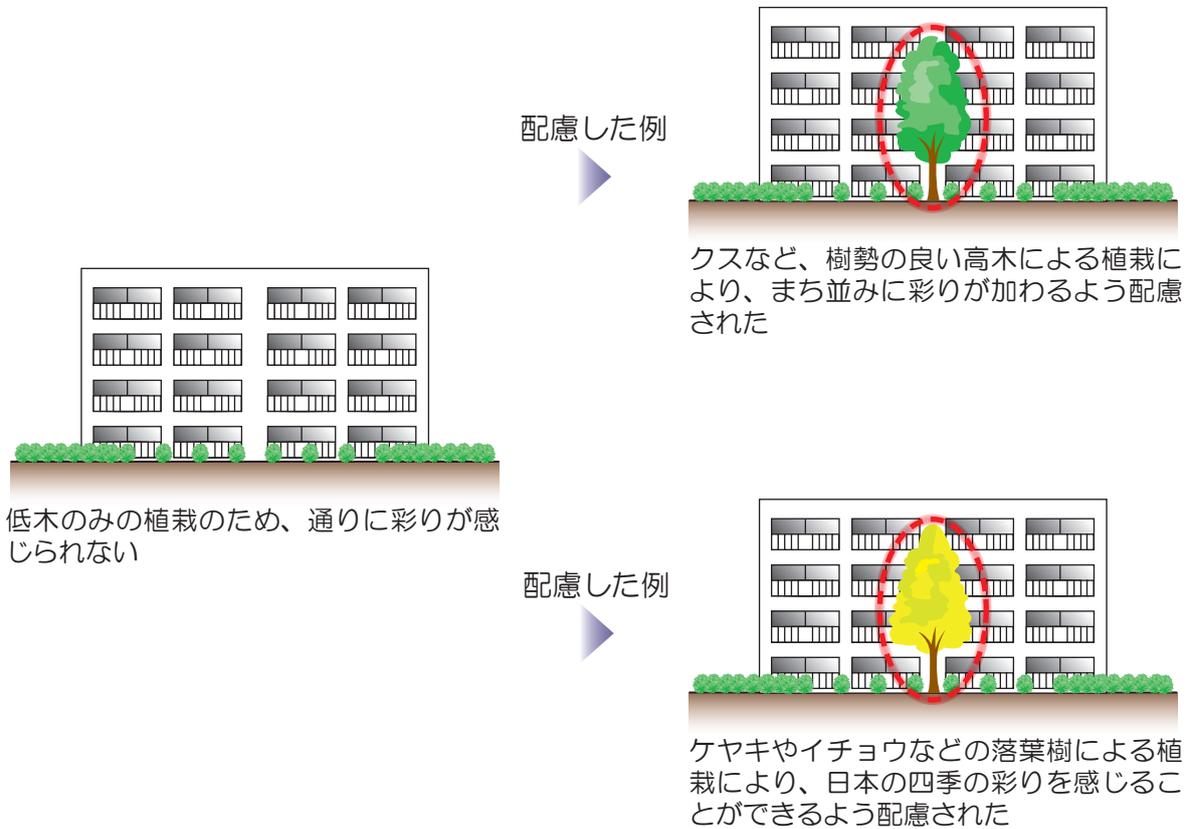
8-2 緑化 共通の基準

個別
基準

○住宅地においては、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。

チェック項目の図解等

①住宅地において、通りに彩りを添える落葉樹あるいは樹形・樹勢の良い高木による植栽計画。



1-1 届出が必要な
行為と規模

1-2 景観条例に基づき
届出の流れ

2-1 景観形成基準
(一般地区)

2-2 景観形成基準
の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

緑化

共通の基準

参考資料

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 (一般地区) 景観形成基準

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

緑化

共通の基準

参考資料

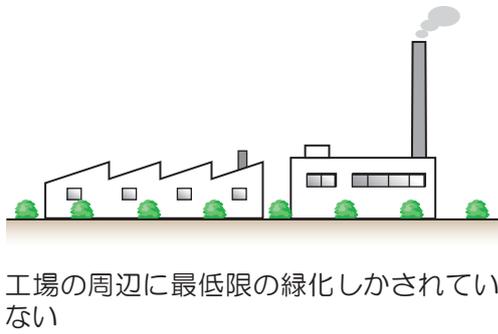
8 - 3 緑化 共通の基準

個別基準

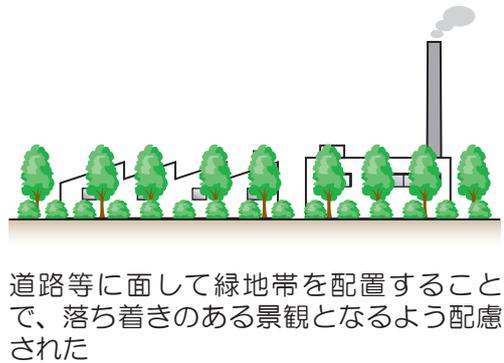
○工業地においては、周辺への圧迫感を和らげるよう樹種、樹高に配慮すること。

チェック項目の図解等

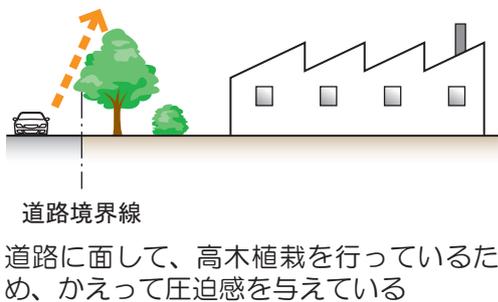
①緑地帯を道路等に面した建物前面部に配置。



配慮した例



②周辺への圧迫感を和らげる樹種、樹高のバランスのとれた植栽計画。



配慮した例



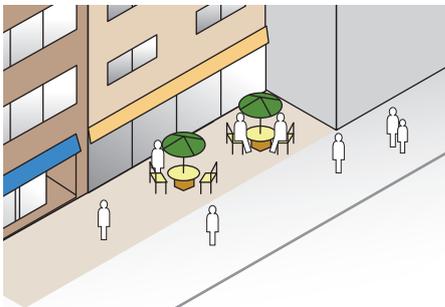
8 - 4 緑化 中心市街地地区 中川駅周辺市街地地区

個別基準

○商業地においては、ゆとりや開放感を確保するため、多くの部分が緑化できない場合は、シンボルツリーなどの植栽により、通りに彩りを添える工夫をすること。

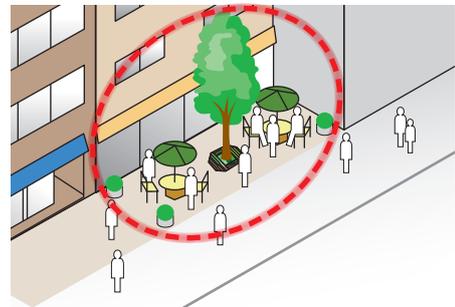
チェック項目の図解等

①商業地において、多くの部分が緑化できない場合、シンボルツリーなどによる、通りに彩りを添える工夫。

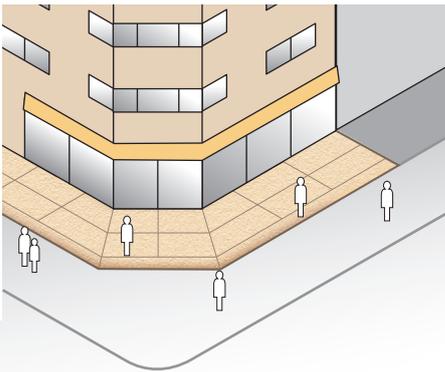


オープンスペースがあるものの、緑化されておらず、まち並みに彩りが感じられない

配慮した例

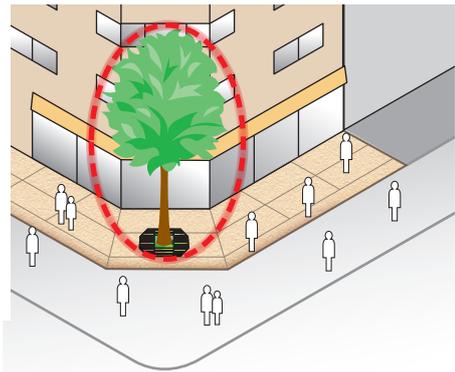


オープンスペースにシンボルツリーの植栽やプランターの設置を行い、まち並みに彩りを加え、にぎわいを演出した



緑化されておらず、まち並みに彩りが感じられない

配慮した例



敷地内にシンボルツリーを植栽し、まち並みに彩りを加え、にぎわいを演出した

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 (一般地区) 景観形成基準

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

緑化

中心市街地地区
中川駅周辺市街地地区

参考資料

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 景観形成基準(一般地区)

2-2 景観形成基準の解説

ア 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

夜間の照明

共通の基準

参考資料

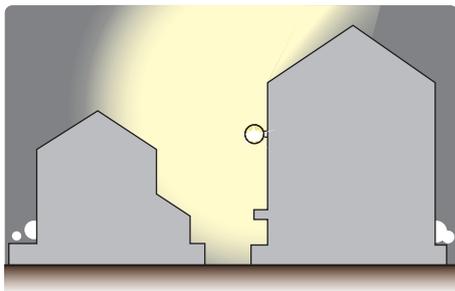
9 夜間の照明 共通の基準

概念基準

○夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫すること。

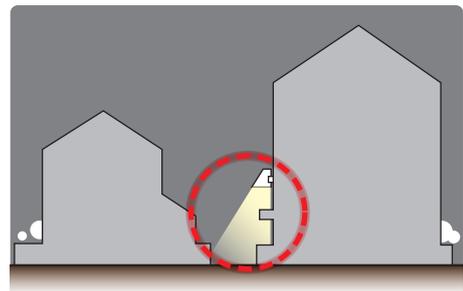
チェック項目の図解等

①向きや設置位置、明るさ、光源の色等に配慮した照明。



周辺に過剰な光が散乱し、夜間景観を損なっている

配慮した例



照明の方法や光源の配置を工夫することで、落ち着きと安心感を与える照明となった

②間接照明の手法等による過剰な光の散乱防止。



1階の壁面に間接照明を利用したマンションの例



壁面に間接照明を利用した店舗の例

③周辺の状況に応じた照明方法による趣の演出、にぎわいの創出。



住宅地における落ち着きのある照明の例



歴史的景観に配慮した趣のある照明の例

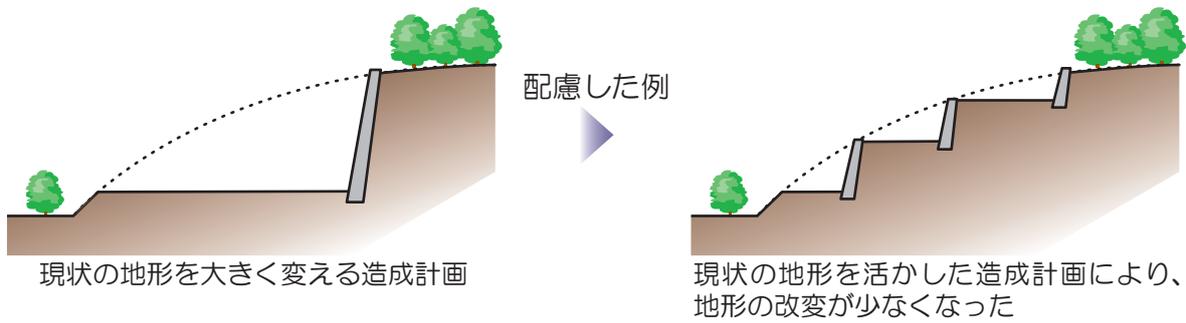
イ. 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更 (土石の採取又は鉱物の掘採を除く)

10 形態・意匠 共通の基準

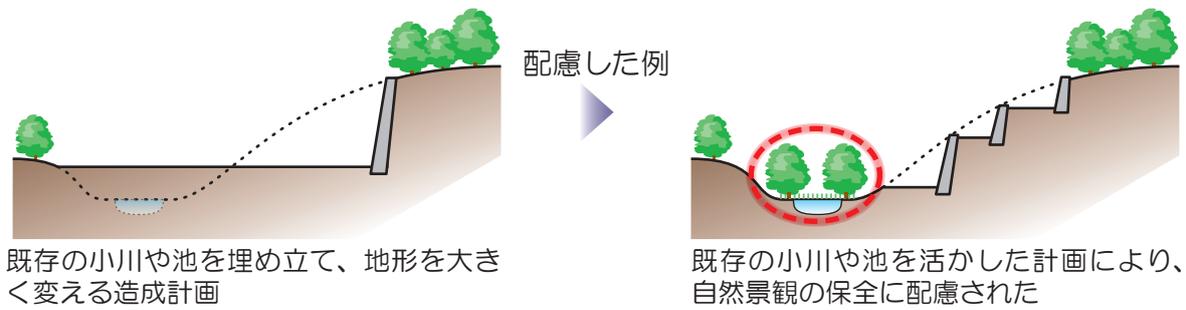
基準 ○行為にあたっては、できる限り現況の地形を活かし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。

チェック項目の図解等

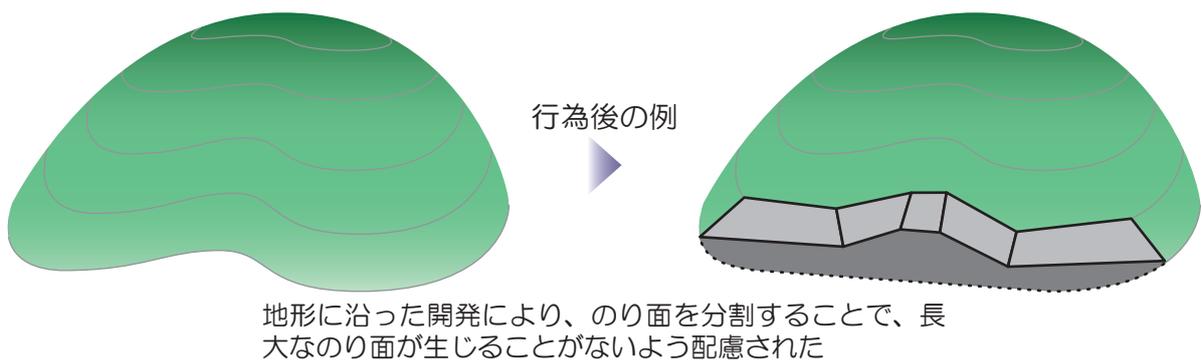
①切土や盛土が少なくなるような、現状の地形を活かした造成計画。



②小川や池などを活かした造成計画。



③長大なりの面が生じる場合は、地形にそってうまく分割するなどの工夫。



1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 (一般地区) 景観形成基準

2-2 景観形成基準の解説

イ 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更

形態・意匠

共通の基準

参考資料

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 (一般地区) 景観形成基準

2-2 景観形成基準の解説

イ 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更

緑化

共通の基準

参考資料

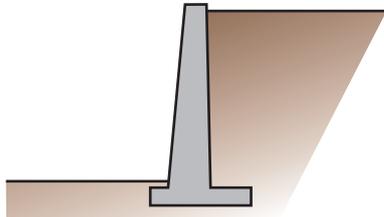
11 緑化 共通の基準

基準

○のり面は、できる限りゆるやかな勾配とし、周辺の植生と調和した樹種により緑化を図ること。

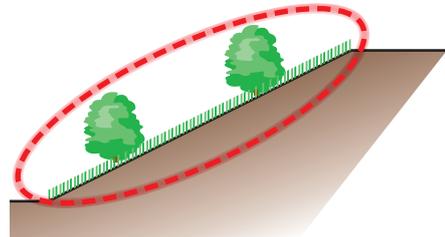
チェック項目の図解等

① 圧迫感を感じないように、直立した擁壁は避け、できる限り緩やかな勾配となるようなのり面の計画。



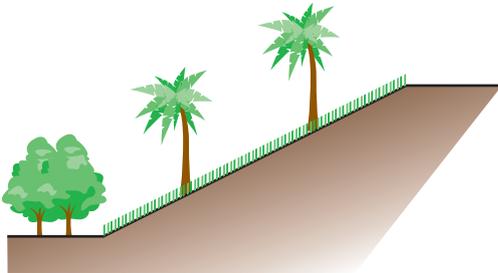
直立した擁壁や長大なのり面により、圧迫感を与えている

配慮した例



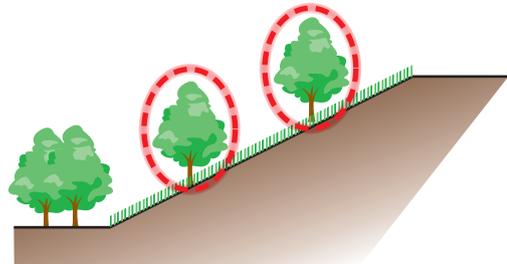
緩やかな勾配となるような造成により、圧迫感が軽減された

② できる限り周辺の植生と同じ樹種によるのり面の植栽計画。



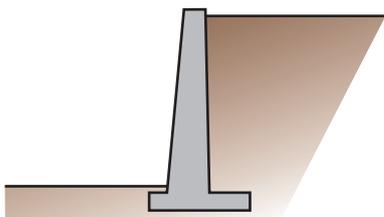
のり面が緑化されているが、周辺の景観から突出した樹種のため、違和感を与えている

配慮した例



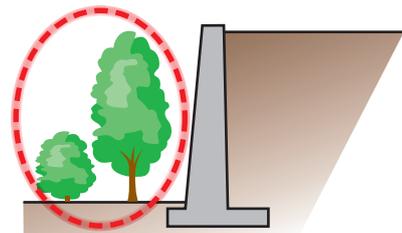
周辺にみられる樹種で緑化し、周辺の景観との調和に配慮された

③ 擁壁にせざるを得ない場合には、擁壁前面部を緑化し修景。



直立した擁壁や長大なのり面により、圧迫感を与えている

配慮した例



擁壁の前面部を緑化することにより修景し、圧迫感が軽減された

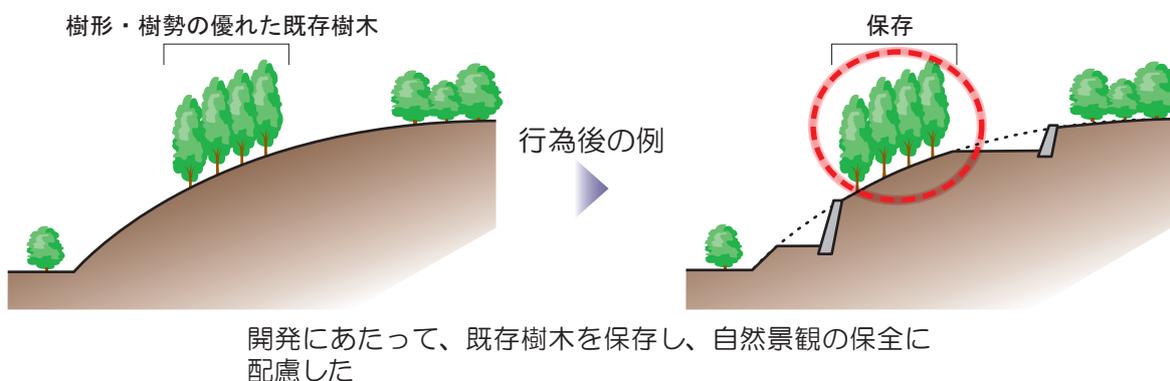
12 緑化 共通の基準

基準

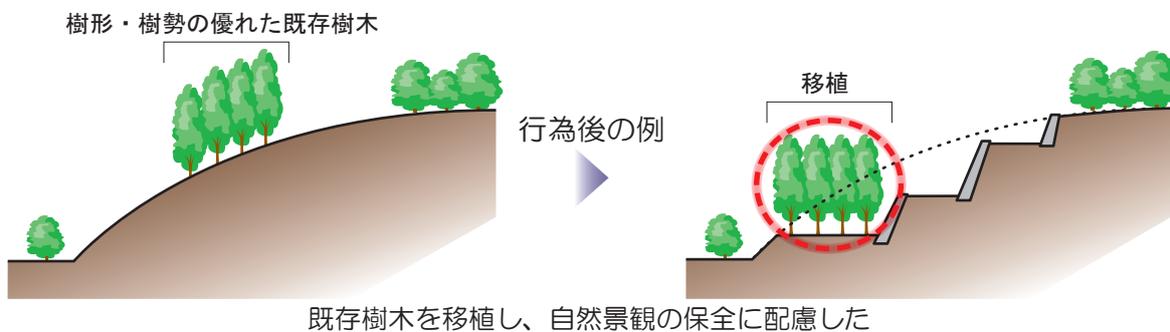
○行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景に活かすこと。

チェック項目の図解等

①樹形や樹勢の優れた既存の樹木の保存。



②樹形や樹勢の優れた既存樹木をできる限り移植。



1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 (一般地区) 景観形成基準

2-2 景観形成基準の解説

イ 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更

緑化

共通の基準

参考資料

1-1 届出が必要な行為と規模

ウ. 土石の採取又は鉱物の掘採

13 採取等の方法 共通の基準

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

基準

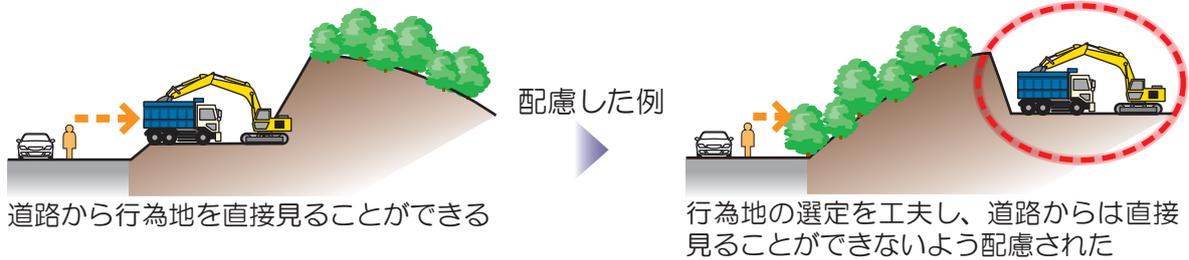
○土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路等の公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。

2-1 (一般地区) 景観形成基準

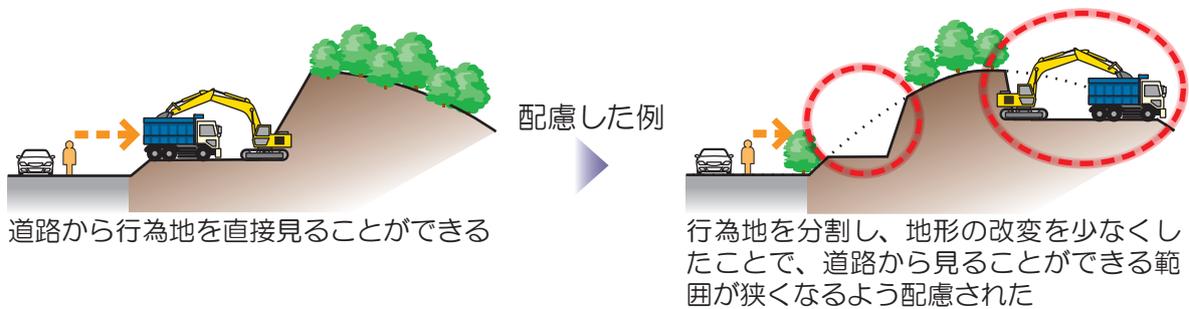
チェック項目の図解等

①行為の方法や位置を道路等から目立たなくする工夫。

2-2 景観形成基準の解説



②行為を行う場所を分割したり、地形の改変を小さくすることで、行為地を目立たなくする工夫。



ウ 土石の採取又は鉱物の掘採

採取等の方法

共通の基準

参考資料

14 遮へい 共通の基準

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 景観形成基準(一般地区)

2-2 景観形成基準の解説

ウ 土石の採取又は鉱物の掘採

遮へい

共通の基準

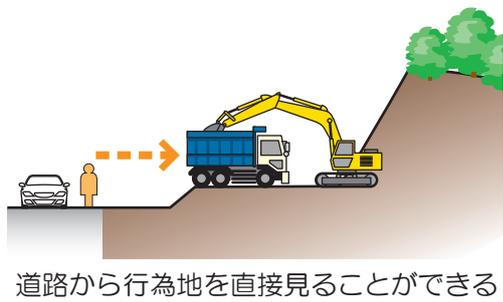
参考資料

基準

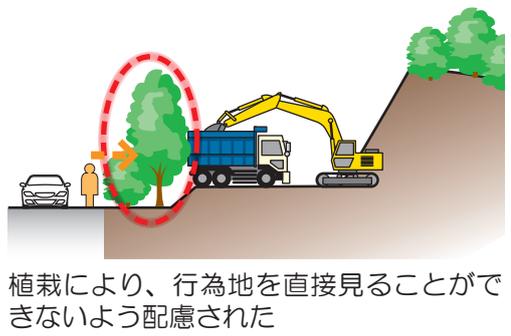
○遮へいする場合は、できる限り植栽又は塀等を設置し、背景の景観や周辺景観との調和に配慮すること。

チェック項目の図解等

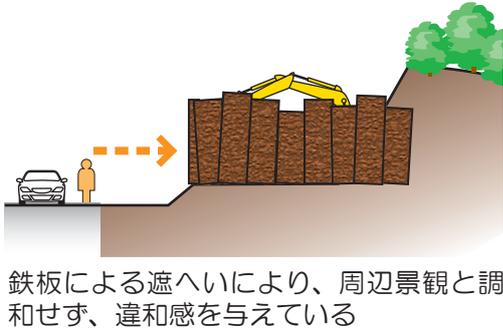
①行為地が道路等から目立つ場合、植栽又は塀等により遮へい。



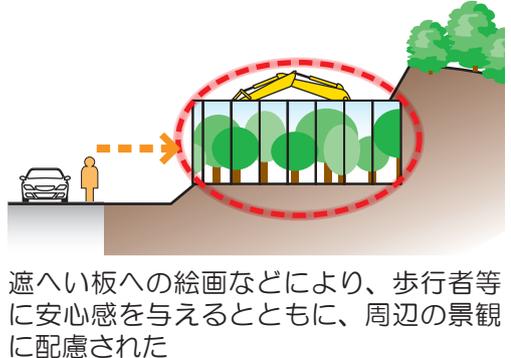
配慮した例



②周辺の景観と調和した、植栽又は塀等により遮へい。



配慮した例



1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 景観形成基準(一般地区)

2-2 景観形成基準の解説

土石の採取又は鉋物の掘採

緑化

共通の基準

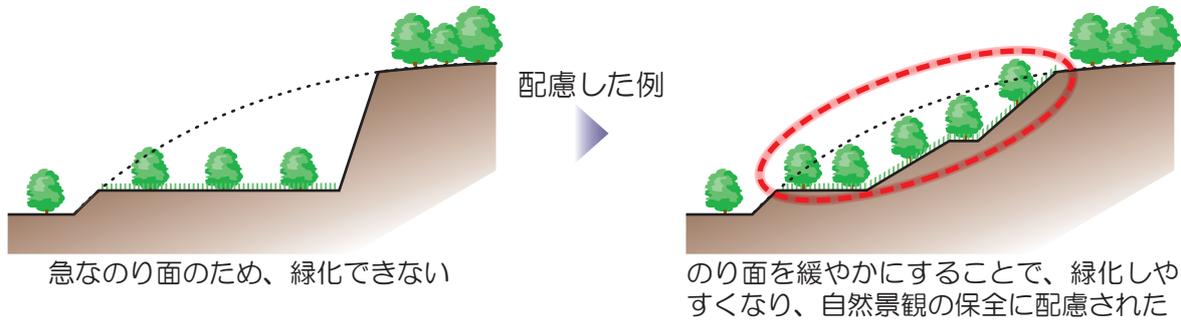
参考資料

15 緑化 共通の基準

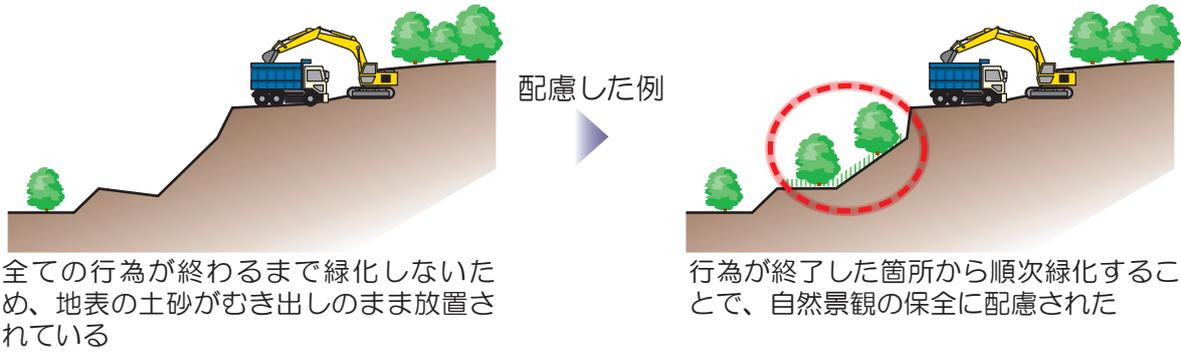
基準 ○採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を図ること。

チェック項目の図解等

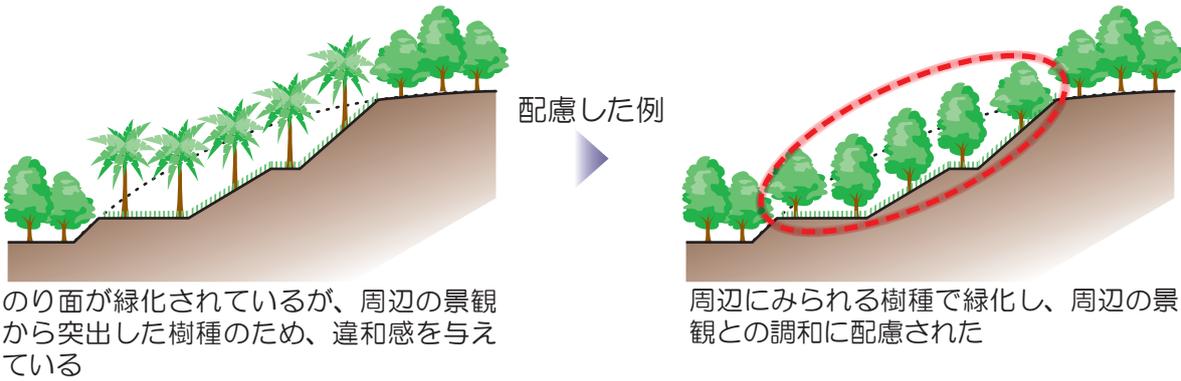
①緑化を行いやすい緩やかなのり面となる採取又は掘採計画。



②行為終了箇所から順次緑化するよう配慮。



③行為前の植生や周辺の植生との調和に配慮した緑化計画。



エ. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

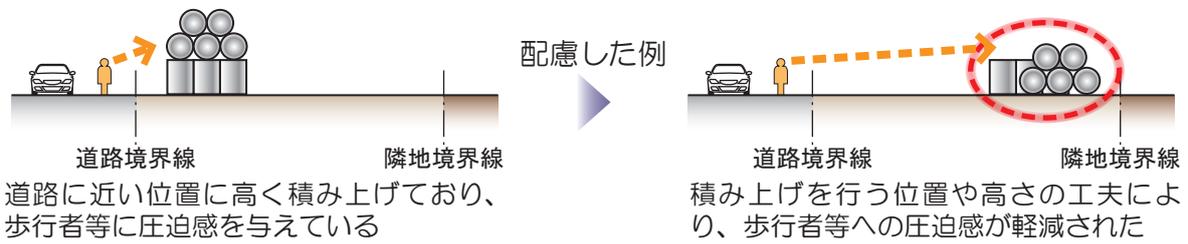
16 集積、貯蔵の方法 **共通の基準**

基準

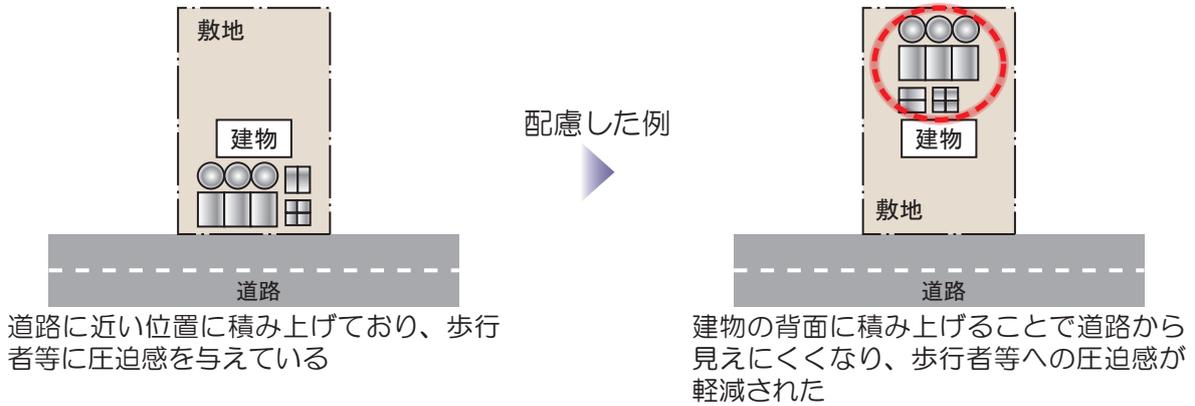
○積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。

チェック項目の図解等

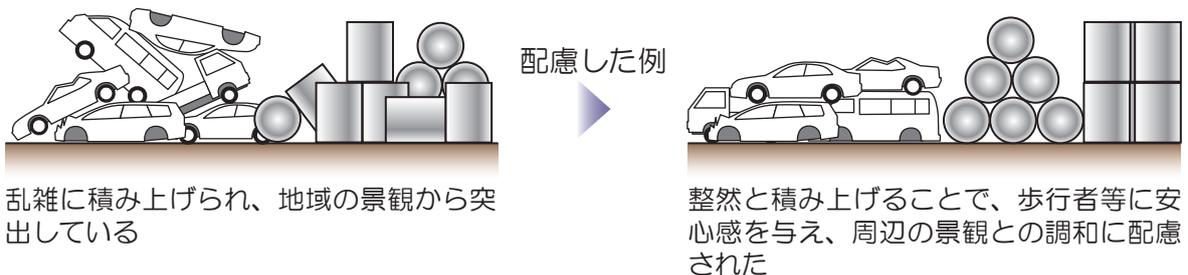
①道路等から離すなど、目立ちにくい集積・貯蔵の位置や高さ。



②敷地内に建物等がある場合は、その背面に積み上げるなどの工夫。



③できる限り整然とした積み上げ方法。



1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 (一般地区) 景観形成基準

2-2 景観形成基準の解説

工 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

集積、貯蔵の方法

共通の基準

参考資料

1-1 届出が必要な行為と規模

1-2 景観条例に基づく届出の流れ

2-1 (一般地区) 景観形成基準

2-2 景観形成基準の解説

工屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

遮へい

共通の基準

参考資料

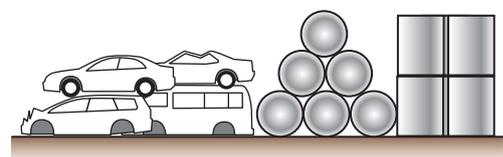
17 遮へい 共通の基準

基準

○積み上げに際しては、できる限り道路、公園等の公共の場所から見えないう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。

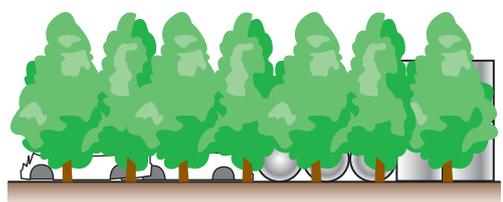
チェック項目の図解等

①積み上げ場所が道路等に近い場合、見えないう植栽や塀等で遮へい。



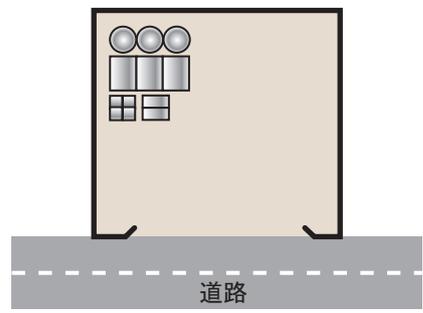
道路から積み上げ場所が直接見ることができる

配慮した例



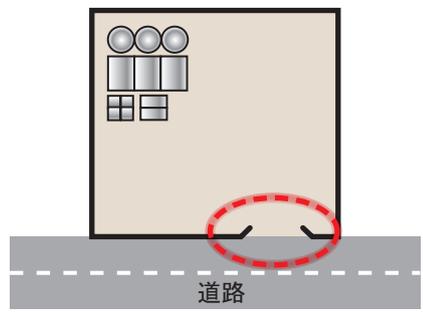
植栽により、積み上げ場所が直接見ることができないよう配慮された

②入口は最小限とし、積み上げ場所が道路等から見えないう、位置を工夫。



開口部が広くとられているため、積み上げ場所が道路から見えやすくなっている

配慮した例



道路に面した部分をほぼ遮へいし、開口部を最低限に抑えることで、積み上げ場所が見えにくくなり、周辺の景観に配慮された